

第四十回国会 衆議院 社会労働委員会議録 第二十号

昭和三十三年三月二十二日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 中野 四郎君

理事小沢 辰男君 理事齋藤 邦吉君

理事藏谷 直藏君 理事藤本 拾助君

理事柳谷清三郎君 理事小林 進君

理事五島 虎雄君 理事八木 一男君

安藤 覺君 井村 重雄君

浦野 幸男君 大石 武一君

藏内 修治君 中山 マサ君

永山 忠則君 楠橋 源君

八田 貞義君 早川 崇君

松山千恵子君 米田 吉盛君

赤松 勇君 淺沼 享子君

大原 亨君 河野 正君

島本 虎三君 田邊 誠君

滝井 義高君 中村 英男君

吉村 吉雄君 井堀 繁男君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

厚生政務次官 森田重次郎君

厚生事務官 山本 正淑君

(大臣官房長)

厚生事務官 高田 浩通君

(保險局長)

労働事務官 三治 重信君

(職業安定局長)

委員外の出席者

議員 五島 虎雄君

大蔵事務官 岩尾 一君

(主計官)

厚生事務官 熊崎 正夫君

(保險局次長)

第一類第七号 社会労働委員會議録第二十号 昭和三十三年三月二十二日

厚生事務官 首尾木 一君
(保險局國民健康保險課長)

自治事務官 松島 五郎君

財政局財政課長

専門員 川井 章知君

三月二十二日

委員田邊誠君辭任につき、その補欠として和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員和田博雄君辭任につき、その補欠として田邊誠君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

國民健康保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

兒童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

國民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

戰傷病者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

臨時医療報酬調査會設置法案(内閣提出第一〇一号)

生活保護法の一部を改正する法律案(八木一男君外十一名提出、衆法第九号)

港灣労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄君外十二名提出、衆法第二二二号)

○中野委員長 これより會議を開きます。

五島虎雄君外十二名提出の港灣労働者の雇用安定に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

港灣労働者の雇用安定に関する法律案

港灣労働者の雇用安定に関する法律

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 日雇港灣労働者の登録、指定及び雇用等(第三

条・第十一条)

第三章 不就業手当及び費用の負担(第十二条・第二十六

条)

第四章 港灣労働委員會(第二十七

条)

第五章 雜則(第二十八条・第三十六

条)

第六章 罰則(第三十七条・第四十

条)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、港灣における労働の特殊性にかんがみ、日雇港灣労働者の賃金を向上し、その就業の機会を確保し、及び不就業手当を支給すること等により、日雇港灣労働者の生活の安定と労働能力の向上に資するとともに、港灣労働者の適正な充足を図ることを

目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「港灣」とは、政令で指定する港灣(その水域は、政令で定めるものとし、これに接続する湖川の政令で定める区域を含む)をいう。

2 この法律で「港灣運送事業」とは、港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第三条第一号から第六号までに掲げる港灣運送事業をいう。

3 この法律で「事業主」とは、港灣運送事業を営む者をいう。

4 この法律で「港灣労働者」とは、港灣において港灣運送事業に従事する労働者をいい、「常用港灣労働者」とは、日雇港灣労働者以外の港灣労働者をいい、「日雇港灣労働者」とは、次の各号の一に該当する港灣労働者をいう。

一 日雇労働される者

二 二箇月以内の期間を定めて雇用される者

第二章 日雇港灣労働者の登録、指定及び雇用等

(登録及び変更登録)

第三条 地方港灣労働委員會は、日雇港灣労働者が次の各号に該当する場合において、その者の請求があつたときは、その者の氏名、生年月日、住所その他労働省令で定める事項を日雇港灣労働者登録簿に登録しなければならない。

一 もつぱら港灣運送事業に従事する意思を有すること。

二 港灣運送事業に従事するのに適していること。

2 日雇港灣労働者は、前項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

3 第一項に規定する日雇港灣労働者登録簿は、港灣ごとに調製するものとし、同項に規定する登録は、当該港灣において港灣運送事業に従事する日雇港灣労働者につき行なうものとする。

4 地方港灣労働委員會は、第一項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録を受けた日雇港灣労働者(以下「登録港灣労働者」という。)及び当該港灣を管轄する公共職業安定所に通知しなければならない。

(登録のまつ消)

第四条 地方港灣労働委員會は、登録港灣労働者が次の各号の一に該当する場合に、当該登録をまつ消しなければならない。

一 死亡したとき。

二 登録のまつ消を請求したとき。

三 当該港灣においてもつぱら港灣運送事業に従事する意思を有しなくなつたと認められるとき。

四 心身の故障により港灣運送事業に従事するのに適しなくなつたとき。

前条第四項の規定は、前項の規定

2 前条第四項の規定は、前項の規定

定による登録のまつ消があった場合に準用する。ただし、同項第一号又は第二号の場合においては、当該日雇港労働者に対する通知は、しなくてもよい。

(必要な港労働者の定数の決定及び変更)

第五条 中央港労働委員会、港務及び政令で定める業務の種類ごとに、当該港務における港務運送事業の合理的運営に必要な港労働者の定数を決定しなければならない。

2 中央港労働委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定により決定された定数を変更することができる。

3 前二項の規定による港労働者の定数は、当該港務における港労働者の必要の状況その他の事情を考慮して定めるべきものとする。

4 中央港労働委員会は、第一項又は第二項の規定による決定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、関係地方港労働委員会

5 中央港労働委員会は、第一項又は第二項の規定による決定又は変更をしたときは、遅滞なく、決定又は変更された定数を公示しなければならない。

(日雇港労働者の指定)

第六条 地方港労働委員会は、港務及び前条第一項の政令で定める業務の種類ごとに、常用港労働者の数が同条第一項又は第二項の規定による定数に満たないときは、当該満たない数の港労働者

を当該港務における登録港労働者の中から指定しなければならない。この場合においては、港務運送事業に従事した経験の有無、当該経験年数その他の事情を考慮して、港務運送事業に従事するのに最も適していると認められる者から、順次、指定すべきものとする。

2 第三条第四項の規定は、前項の規定による指定をした場合に準用する。

(指定の失効及び取消し)

第七条 前条第一項の規定により指定を受けた日雇港労働者(以下「指定港労働者」という。)が死亡したとき、又は指定港労働者に係る第三条第一項の登録がまつ消されたときは、その者の指定は、その効力を失う。

2 地方港労働委員会は、指定港労働者が次の各号の一に該当する場合には、当該指定港労働者の指定を取り消さなければならない。

一 長期間にわたり港務運送事業に従事しないとき。

二 第五条第二項の規定による変更に基づき、港労働者の定数が減少したとき。

3 第三条第四項の規定は、前二項の規定による指定の失効又は取消しがあった場合に準用する。ただし、第一項の規定による指定の失効の場合においては、当該日雇港労働者に対する通知は、しなくともよい。

(雇用すべき日雇港労働者及びその順位)

第八条 事業主は、日雇港労働者を雇用しようとするときは、労働省令の定めるところにより、公共職業安定所が第九条の規定により紹介した者の中から、指定港労働者、指定港労働者以外の登録港労働者、登録港労働者以外の港労働者の順位により、雇用しなければならない。

(港労働者の紹介)

第九条 公共職業安定所は、求職者に対し、日雇港労働者として港務運送事業に係る職業を紹介する

場合においては、労働省令の定めるところにより、前条に規定する順位によりこれを紹介しなければならない。

(常用港労働者を雇用し、又は解雇した場合の届出)

第十条 事業主は、港労働者を常用港労働者として雇用し、又は常用港労働者を解雇したときは、労働省令の定めるところにより、その雇用し、又は解雇した者の氏名その他の事項を当該地方港労働委員会に届け出なければならない。

(政令への委任)

第十一条 この章に規定するもののほか、登録の請求、登録の手続、登録のまつ消、日雇港労働者登録簿、登録若しくはそのまつ消又は指定港労働者の指定の取消しに関する処分に対する不服の申立てその他日雇港労働者の登録及び指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 不就業手当及び費用の負担

(不就業手当の支給要件)

第十二条 政府は、港務運送事業につき、指定港労働者が労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態(以下「不就業」という。)にある場合においては、不就業手当を支給する。

第十三条 前条の規定に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、不就業手当の支給を受けるには、労働省令の定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、不就業の認定を受けなければならない。

2 不就業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、指定港労働者が第六条第二項において準用する第三条第四項の規定により通知を受けた日の翌日以後の日について行なうものとする。

(不就業手当の日額)

第十四条 不就業手当の日額は、受給資格者の平均賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準とし、労働大臣が定める不就業手当金額表における受給資格者の平均賃金日額の属する賃金等級に依りて定められた金額とする。ただし、千円をこえることができない。

(平均賃金日額)

第十五条 前条の平均賃金日額は、不就業の認定を受けた日分ごとに、その日の属する月前一箇月間において、受給資格者が港務運送事業に従事することになり支払われた賃金(失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第四条の

賃金をいう。以下同じ。)の総額(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十六条の手当及び同法第三十九条第四項の規定により支払われた金額並びに臨時に支払われた賃金、賞与その他これらに準ずるもので労働省令で定める賃金を除く。以下この条において同じ。)を当該賃金の総額の基礎となつた労働した時間数で除して得た額に、八を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により平均賃金日額を算定することができない者の平均賃金日額は、不就業の認定を受けた日分ごとにその日の属する月前一箇月間に、その港務で同様の業務に従事し、かつ、同様の賃金を受けける者が支払を受けた賃金の総額及び当該賃金の総額の基礎となつた労働した時間数に基づいて、労働大臣が定めるものとする。

(給付日数)

第十六条 不就業手当は、各日につき、受給資格者が港務運送事業に係る職業に就いた日数と不就業の認定を受けた日数とを合計した日数が二十五日をこえる場合においては、そのこえる日分については、支給しない。

(支給の制限)

第十七条 受給資格者が公共職業安定所の紹介する港務運送事業に係る職業に就くことを拒んだときは、その日から通算して七日間は、不就業の認定及び不就業手当の支給は、これを行なわない。ただし、次の各号の一に該当すると

きは、この限りでない。

一 紹介された職業が受給資格者の能力から見て不適当と認められるとき。

二 就職先の賃金が同一港湾における同種の業務及び技能について行なわれる一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

三 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、詐欺その他の不正な行為によつて、不就業手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、不就業手当を支給しない。この場合において、政府は、不就業手当の支給を受けた者又はその相続人に対し、当該支給金額に相当する金額の返還を命ずることが出来る。

(支給方法)

第十八条 不就業手当は、公共職業安定所において、不就業の認定を行なった日に、当該日分を支給する。

(負担金の徴収)

第十九条 政府は、不就業手当の支給に要する費用に充てるため、事業主から負担金を徴収する。

2 負担金額は、各月につき、事業主がその雇用する日雇港湾労働者に支払った賃金の総額に千分の百の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(負担金の納付)

第二十条 事業主は、毎月前条の規定により負担金を翌月末日までに納付しなければならない。

2 政府は、納入の告知をした負担金額が当該納付義務者が納付すべ

き負担金額をこえていることを知つたとき、又は納付した負担金額が当該納付義務者が納付すべき負担金額をこえていることを知つたときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の月の翌月から三箇月以内に納付されるべき負担金について納期を繰り上げてしたものとなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付したものとなしたときは、政府は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(負担金の繰上徴収)

第二十一条 負担金は、次の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が次の各号の一に該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産の宣告を受けたとき。

ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

ホ 競売の開始があつたとき。

二 法人たる納付義務者を解散をした場合

三 事業主がその営む港湾運送事業を廃止した場合

(負担金の督促及び滞納処分)

第二十二条 負担金を滞納する者があつたときは、政府は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定によ

り負担金を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしたうとするときは、政府は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日であらなければならない。ただし、前条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

4 政府は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合においては、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含む。以下同じ)に対して、その処分を請求することができる。

一 第二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに負担金を納付しないとき。

二 前条各号の一に該当したことにより納期を繰り上げて負担金納入の告知を受けた者がその指定の期限までに負担金を納付しないとき。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することが出来る。この場合において、政府は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)

第二十三条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、政府は、負担金額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日から、負

担金の完納又は財産の差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号の一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 負担金額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

2 前項の場合において、負担金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金額は、その納付のあつた負担金額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するにあたり、負担金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに負担金を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が百円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権の順位)

第二十四条 負担金その他の法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとす。

(徴収に関する通則)

第二十五条 負担金その他の法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

(国庫の補助)

第二十六条 国庫は、予算の範囲内において、不就業手当の支給に要する費用の一部を補助することができる。

第四章 港湾労働委員会

(港湾労働委員会)

第二十七条 労働省に、この法律の規定によりその権限に属せられた事務を行なうため、事業主を代表する者(以下「使用者委員」という)、港湾労働者を代表する者(以下「労働委員」という)及び公益を代表する者(以下「公益委員」という)各同数をもつて組織する港湾労働委員会を置く。

2 港湾労働委員会は、中央に置かれる中央港湾労働委員会及び地方に置かれる地方港湾労働委員会とする。

3 地方港湾労働委員会の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 中央港湾労働委員会は、使用者委員及び公益委員各七人をもつて組織し、地方港湾労働委員会は、政令の定めるところにより、使用者委員及び公益委員各五人又は三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、事業主の団体の推薦に基づいて、労働者委員は、主として港湾労働者をもつて組織する労働組合の推薦に基づいて、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が

任命する。

6 港務労働委員会の委員は、非常勤とする。

7 港務労働委員会の委員は、政令の定めるところにより、手当及び職務を行なうために要する費用の弁償を受けることができる。

8 港務労働委員会に關する事務を處理させるため、港務労働委員会に事務局を置く。

9 前項の事務局に置かれる職員は、別法律で定める。

10 この章に規定するもののほか、港務労働委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(不就業手当の支給に關する審査の請求)

第二十八條 不就業手当の支給に關する処分不服のある者は、失業保險法第四十條第一項の失業保險審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、同條の労働保險審査會に再審査を請求することができる。

2 失業保險法第四十條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(負担金等に関する訴訟)

第二十九條 負担金その他この法律の規定による徴収金に關する政府の処分不服のある者は、労働大臣に訴願することができる。

(時効)

第三十條 負担金その他この法律による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び不就業手当を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 負担金その他この法律による徴

収金の納入の告知又は第二十二條

第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(指定港務労働者手帳)

第三十一條 指定港務労働者は、労働省令の定めるところにより、地方港務労働委員会から指定港務労働者手帳(以下「手帳」という)の交付を受けなければならない。ただし、すでに手帳の交付を受けて、これを所持している場合において、記入すべき余白があるときは、この限りでない。

2 手帳の様式及び交付その他の手帳に關して必要な事項は、労働省令で定める。

(賃金額等の記入)

第三十二條 事業主は、指定港務労働者を雇用した場合においては、労働省令の定めるところにより、賃金支払のつど、その者に支払った賃金の額、当該賃金の基礎となつた労働した時間数その他の事項を手帳に記入しなければならない。

2 指定港務労働者は、事業主に雇用される場合においては、その雇用される日に、前項の規定による記入のために、手帳を事業主に提出しなければならない。

3 事業主は、指定港務労働者から請求があつたときは、前項の規定により提出を受けた手帳を返還しなければならない。

(印紙税の非課税)
第三十三條 不就業手当に關する書類には、印紙税を課さない。

(報告及び検査)

第三十四條 行政庁は、港務労働者の雇用關係及び賃金に關し必要があると認めるときは、事業主に報告をさせ、又は当該職員をしてその事務所に立ち入り、關係者に対して質問し、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、關係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(失業保險法との關係)
第三十五條 失業保險法の規定は、指定港務労働者には適用しない。

(命令の制定)
第三十六條 この法律に基づいて発する命令は、その草案について、中央港務労働委員会の意見を聞いて、これを制定する。

第六章 罰則

第三十七條 第八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

第三十八條 事業主が次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は五萬元以下の罰金に処する。

一 第十條の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十二條第一項の規定に違反して記入をせず、又は虚偽の記入をしたとき。

三 第三十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十九條 港務労働者その他の關係者が次の各号の一に該当するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第二項の規定に違反したとき。

二 第三十四條第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)
第一條 この法律の施行期日は、各規定につき、公布の日から起算して一年をこえない期間内において政令で定める。

(経過規定)
第二條 第六條の規定施行の際現に常用港務労働者を雇用している事業主は、労働省令の定めるところにより、同條の規定施行の日から五日以内に、その雇用する常用港務労働者の氏名その他の事項を当該地方港務労働委員会に届け出なければならない。

2 事業主が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第三條 第三章の規定施行の日から政令で定める日までにおける不就業手当の支給に要する費用は、第十九條の規定にかかわらず、国庫が負担する。

(他の法律の一部改正)
第四條 失業保險特別會計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「失業保險事業を經營するため、」を「失業保險事業及び港務労働者の雇用安定に關する法律(以下「雇用安定法」という)による不就業手当の支給に關する政府の経理を明確にするため、」に改める。

第三條中「受入金、」の下に「雇用安定法による事業主負担金、」を、「保險金、」の下に「雇用安定法による不就業手当、」を加える。

第五條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」を「港務労働委員会」に改める。

業体等労働委員会」に改める。

業体等労働委員会」に改める。

第六条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第四十一号の三を第四十一号の五とし、第四十一号の二を第四十一号の四とし、第四十一号の次に次の二号を加える。

四十一の二 港労働者の雇用安定に関する法律（昭和三十一年法律第七号）に基づいて、不就業手当を支給すること。

四十一の三 港労働者の雇用安定に関する法律に基づいて、前号の支給に關し負担金を徴収すること。

第十條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 不就業手当の支給に關すること。

第十條第一項第八号中「失業保険法」の下に「港労働者の雇用安定に関する法律」を加える。

第十八條第一項中「失業保険法（これに基づく命令を含む）」を「失業保険法（これに基づく命令を含む）」に改める。

第二十條第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

4 港労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、港労働者の雇用安定に関する法律（これに基づく命令を含む）の定めるところによる。

よる。

第二十二條の表中「公共企業体等労働委員会」一一八人を「公共企業体等労働委員会」一一八港労働委員会 一一三三人に「合計」二三、七二二人を「合計」二三、八三五人に改める。

第七條 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十六條」を「失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第三十六條及び港労働者の雇用安定に関する法律（昭和三十一年法律第七号）第二十三條第一項本文」に改める。

第八條 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第四十條第一項」の下に「及び港労働者の雇用安定に関する法律（昭和三十一年法律第七号）第二十八條」を加える。

第七條第二項中「第四十條第一項」の下に「及び港労働者の雇用安定に関する法律第二十八條」を加える。

第二十五條中「及び失業保険法第四十條第一項」を「失業保険法第四十條第一項及び港労働者の雇用安定に関する法律第二十八條」に改める。

条」に改める。

第三十六條中「及び失業保険制度」を「失業保険制度及び指定港労働者の不就業手当制度」に改める。

理由

港労働者の労働の特殊性にかんがみ、日雇港労働者の賃金を向上し、その就業の機会を確保し、及び不就業手当を支給すること等により、日雇港労働者の生活の安定と労働能率の向上に資するとともに、港労働者の適正な充足を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、初年度約六億円の見込みである。（平年度一億五千万円）

○中野委員長 提案理由の説明を聴取いたします。五島虎雄君。

○五島議員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました港労働者の雇用安定に関する法律案の提案理由の説明をいたします。

戦後における日本の経済は、資本主義のメカニズムとしての不可避の起伏を経ながら、矛盾を内包しつつも一応、発展の一路をたどっているのではありません。また、この経済発展と密接に関連する国際貿易においては、対米依存の不安定な貿易構造でありながらも、貿易量は年々増大しているのでありま。しかし、池田内閣の高度経済成長政策は、私企業の過剰な設備投資

競争を招き、これがため原材料を中心とする輸送量の増大は、国際収支の大幅な赤字を招来しているのではありません。これが今後の日本経済に深刻な影響を及ぼすであろうことは明らかであります。しかるに、他方この貿易量に見合う港労働者の不備のため、各港における船積みは全国的な範囲に及び、滞船時間三百時間という世界的な記録すらあるのではありません。これが経済に与える影響は、きわめて深刻なものであります。しかしながら、このような船積みと醸成した根本的な原因は、港労働者の不足にあるというところであります。それはわが国の港労働者の労働条件が、最近近代的な諸慣行のものにおかれて、職安行政の不備による手配師等の存在によって、労働賃金のピンハネは常識化し、就業の不安定となつて悲惨な生活環境に呻吟しているのではありません。このような生活環境に對する不満、抵抗が港労働者の陸上労働への逃避となつて、港労働力の不足という現実を招いているのであります。ところが、この経済変動の波を直接に受ける港労働者の生活にあつては、好況の場合には労働力不足による労働強化が起り、不況の際には失業と低い労働条件とに追いつめられてゐるのであります。

一例として三十五年度における横浜港における港労働者の生活状況を見ますと、本人以外の家族のいないものが全体の四五・三%を占めてゐるという事実が示されておられます。これを一般の日雇労働者と比較してみますと、一般日雇労働者の場合、本人以外に家族のいない者は一六・四%となつており、港労働者の生活がきわめて特殊なものであることを示しているのではありません。港労働者の大半が家族を持てない根本の理由は、結局、これらの労働者の賃金収入、就業の不安定にあると考えられるのであります。この事実を常用と日雇いとに分けて不就業日数で見ますと、常用の場合、五日から九日までで不就業日数のものが四四・七%、四日以内が三八・六%ということになっておられます。ところが日雇いの場合を見ますと、五日から九日までの不就業日数のものが三五・五%、十日から十四日のものが二八・四%を占め、日雇いの労働者の就業の不安定が明らかにされているのであります。このように就業が不安定である結果、賃金収入が少なくなつてくるのは当然であります。これを月額収入で見ますと、七千円から一万円のものが一四・六%、一万円から一万五千元までのものが五八・一%で最も多く、二万円以上はわずかに二・四%で、常用の場合では五三・八%であるという事実と比較して、きわめて低いことが立証されるのであります。

このようなわが国の港労働者の労働条件の現実を重視した世界の港労働者は、国際的な連帯のもとに、來たる三月二十七日を国際港労働者連帯行動日として、わが国の、日本の港労働者の労働条件の向上と生活の安定を目標に総決起大会を開くことを表明してゐるのであります。つまり世界十カ国の港労働者が統一行動に決起し、世界の各港における日本貨物船のボイコットに立ち上るというのであります。これはわが国は言うに及ばず、世界各国の経済、国民生活に異常

な影響を与えるであろうことは明らかであります。世界の港湾労働者が、このような形で抗議せざるを得ないことは、ひとえに、わが日本政府及び港湾事業者が、港湾労働者対策をなすおぼろに結果にほかならないのであります。ここに、わが党が本法案を提案する第一の理由があるのであります。

第二の理由は、国際収支の面から見ると、港湾作業料を低く押えることに問題があると思ふのであります。御承知のように、わが国の海運事業は年々発展の一途をたどり、その年間取り扱ひの取扱い量を示しているものであります。海運業の発展がわが国経済の発展にとって主要な部分を占めていていることが明らかにされております。しかし問題は、わが国の政府が港湾作業料を低額に押える政策をとっている事実にあると思ふのであります。これは国内の一般料金とは異なり、対外的な問題であります。国際収支面にも大きな影響を与えるものであります。たとえば諸外国の港湾作業料を見ますと、トン当たり平均で、日本の場合二百円、世界各国において低いといわれているフリーピンにおいてすら五ドル、千八百円で、さらにアメリカにおいて九・五ドル、三千四百二十円と、わが国とは雲泥の差があるのであります。

一方、年間取り扱ひ量四億トンのうち、二億トンが外国船取り扱ひとなっているのでありまして、結局一トン当たり四ドルの損失と見まして、約八億ドルの損失をこうむっているのであります。政府が港湾作業料を低く押えるという方針をとっている結果、国際収支面でこのような問題を生じているのであります。この事実を私どもはきわめて重視し、対外的な方針の是正と、わが国海運業の正しい将来のために、本法案を提出する第二の理由があるのであります。

第三に、本法案は、ILOの内陸運輸委員会においてなされた港湾労働者の雇用恒常化に関する決議の趣旨に全く合致するものでありまして、国際的見地から見ても、本法案の成立が必要となつてきているのであります。以上三つの理由が本法案を提出いたしました理由でございますが、これらの理由の根本に、わが国の低賃金構造の問題があることを強調しておきたいのであります。御承知のように、わが国の労働者の賃金はきわめて低いのであります。それは結局、ここで取り上げている港湾日雇労働者のような低賃金労働者が無数に存在しているからであります。従つてわが国の低賃金構造を打破し、正常な労働関係を樹立するためには、これらの低賃金労働者への対策を確立し、雇用の近代化と生活の向上をはかることが必要であると思ふのであります。ここに、私どもが本法案の成立を重視し、その成立を期する理由があるのであります。

次に、本法案の内容を簡単に説明しておきたいと思ひます。

第一に、日雇い港湾労働者の不安定性を除去し、計画的な雇用を促進するために、日雇い労働者の登録制を実施することになりました。

第二に、港湾労働の計画的雇用を推進するために、中央港湾労働委員会と地方港湾労働委員会を設けることにしました。

第三に、この港湾労働委員会が常に港湾労働事情の実態を調査し、港湾運送事業の合理的、総合的計画を立て、それによつて各港湾ごとに必要な労働力の定数を定めることにしました。

第四に、この必要労働力に比して、常用港湾労働者が不足する場合、登録港湾労働者の中から不足せる労働者数を指定し、指定した労働者を優先的に雇用する義務を雇用主に課することにしました。

第五に、この指定労働者が万一不就業の場合、不就業手当を支給することとし、不就業手当は原則として雇用主負担とし、その一部を国庫が補助することができるとしました。

右が本法案の趣旨並びに内容の簡単な説明であります。つづけておきますと、世界のほとんどの海運国は、一九四七年ごろ港湾労働法を制定しております。一九四九年には、ILOも港湾労働者の雇用恒常化に関する決議を採択し、各国に港湾労働法の制定を促しているのが実情であります。

以上が港湾労働者の雇用安定に関する法律案の提案理由の説明であります。が、何とぞ慎重審議の上、本案の採択を望むものであります。

○中野委員長 なお、本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○中野委員長 国民健康保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法の一部を改正する法律案、国民年金法の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、臨時医療報酬調査会設置法案及び八木一男君外十一名提出の生活保護法案の一部を改正する法律案、以上六案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 先日、私は、国民健康保険法の一部を改正する法律案に関連して、国庫負担を、現在の国民健康保険にどういふように合理的に上昇せしめていくかという点について、一つの方法としては、ちょうど日雇いの健康保険の被保険者に擬制適用があるように、やはり国が使用主——国民全体の使用主という形で、保険料の二分の一を国が持つという形を作っていくことが必要だ、いわば擬制的な使用主として保険料の二分の一を持つことが必要だといふところまで質問をしておいたのですが、きょうは、少し総合的に、ぜひそういうことをやらなければ国民健康保険はだめだといふことを、今後述べる余地がない。国民健康保険がほんとうに所得の再分配をして、社会保障としての本来の目的を貫くことができないといふことを証明しながら、そこに相当の国の負担を理論的に入れる方向に持つていかなければならぬ、その理論的な裏づけをやってみたいと思ふのです。それに対する内閣のいらいろな見解をこの機会に明らかにしてもいいと思ふのです。

そこでまず第一に、そういうことを証明しようとするには、国民健康保険の実態というものの政府の方の把握とわれわれの把握とが、同一でなければならぬと思ふのです。そこで、前もって厚生省の方にも十分勉強していただくようにお願いをしておるわけですが、まず私が政府の方に明確にしておいていただきたいのは、国民健康保険の保険料の収入とそれからその保険給付と

いうものが、他の日本におけるものとの社会保険、すなわち組合の健康保険、政府管掌の健康保険、日雇い健康保険、船員健康保険、共済組合、これらのものの保険料収入と保険給付と比較して、一体実態はどうなんだということ、これをまず明らかにしてもらふことが私は一番先決問題だと思ふのです。その場合、保険給付という場合には単に医療給付を言うわけではございません。医療給付はもちろん、療養費、それから傷病手当金、分娩費、出産手当金、保育手当金、埋葬料と申しますか、埋葬給付と申しますか、そういうものすべての給付をひっくるめて——もちろん国民健康保険には傷病手当金などはございませんけれども、他のものにはあるわけですから。そういう諸保険給付の総計を言うわけでございます。これらと比較したものを要約して、わかりやすくここに説明していただきたいと思ふのです。

○高田政府委員 こまかい数字は省きまして、まず医療給付について申し上げます。

○滝井委員 そうでなくて、総計でいかぬと比較にならない。たとえば組合の保険料収入一万五千八百八十五円、保険給付一万二千六百二十二円なら十二円、そしてそれが昭和三十六年度なら三十六年、三十五年なら三十五年、こういう具合に言つてもらう方がわかりやすい。一々言うともた足し算をしなればならぬ。これはお作りになった課長から言つて下さい。

○首尾本説明員 保険料の点でございますが、政府管掌健康保険三十五年

度、被保険者一人当たり調定額は一万八百七十一円、組合健保の場合が三十五万六千五百五十四円、日雇い健保三十五年は四千六百七十一円、国民健康保険三十五年は八百八十五円、以上が保険料の調定額でございます。保険給付費で申しますと、政府管掌健康保険三十五年、被保険者一人当たり金額一万百十三円、組合健保一万二千六百七十七円、日雇い健保三十五年七千五百九十四円、国民健康保険被保険者一人当たり金額二千五百九十六円、ただし、ただいま申し上げました被保険者一人当たり金額は、政府管掌、組合管掌健康保険及び日雇い健保につきましてはそれぞれ被扶養者のものも含めた金額でございますので、国民健康保険の場合には、これは一人々々が被保険者でございますから、その金額でございます。

○高田委員 今、三十五年のが出ましたが、それは大抵現状を示しておると思ひます。時間を省くために要点だけを聞いていきますが、今度は一人当たりの医療費の状態を三十五年で一つお示しを願ひたい。今のは諸給付全部を含めたもの、今度は医療費だけです。政府、組合、日雇い、国保と……

○高田委員 政府管掌健康保険本人について申し上げます。政府管掌では三十五年一人当たり七千五百円でございます。組合管掌六千五百二十四円、日雇い健保五千九百六十七円、国民健康保険二千五百七十一円。それから被扶養者、家族の場合でございますが、政府管掌健康保険では千五百八十円でございまして、医療費はこれの二倍、三千六十円、組合健保は三千八百五十六円、日雇い健保は二千三百七十円に

なります。

○高田委員 大臣、今お聞きの通りでございます。まず保険給付を見ても、その保険料を見ても、政府管掌が一万八百七十一円の保険料を払うのに、国保は八百八十五円しか一人当たり払うことができないというこの現実です。それから給付に至っては政府管掌が一萬百十三円、国保は二千五百九十六円、四分の一でございます。それから医療費だけを限って見ても、政府管掌の家族が三千六十円、本人が七千五百円、この平均をとっても五千円になる。片一方は二千五百七十一円、これも二分の一の実態をどういう具合に直していくか。日本の医療というものは、今までは政府管掌の健康保険が中軸になって動いてきた、しかし今後は、国民の半ばを占める四千五百万の、老若男女を問はず入っておる、この国民健康保険というものを柱にして動かさないと問題があるわけですね。その場合に、やはり医療保険充実の方向というものは、三つの原則が貫かれなければならないと思ひます。その三つの原則というものは何かという、その保険に確保すべき医療の内容というものは、医学の進歩に即応したものでなければならぬという事です。これはもう当然なんですね。他の政府管掌なり組合管掌なりあるいは共済組合には、そういう医学の進歩に即応した医療が行なわれるけれども、国民健康保険には行なわれないということがあるてはならぬと思ひます。まずこの第一原則というものが、国民健康保険にも導入されなければならぬ。それから同時に、各種医療保険の間に存在する格差を解消する方向で

なければならぬという事です。これはもう当然ですね。医療の内容に新しいものが導入され、そして健康保険との格差が縮まっていくということ、そして同時に、その医療を担当する医療従事者というものが、やはり社会的に専門技術者としてふさわしい待遇を受けぬ。これが私には、資本主義であるうと、社会主義であろうと、近代医療における三つの原則だと思ひます。こういう三つの原則の方向に国民健康保険というものを、今の格差を縮めながら持っていく、こういう事業が、今の日本の国民健康保険に与えられておる事業だと思ひます。従って、イギリスあたりは、同一の医療内容で、同一の保険料を取って、そして一定の統一的な機関でやれという方向をイギリスの社会保険、いわゆるナショナル・サービスは出しておるようですね。サージャンは、必ずしも一定の保険料と言えぬ。余地のあるところだと思ひます。そこでそれはしばらくおいて、前に申し上げました三原則というようなものでこの保険を前進させなければならぬと思ひます。その場合に、まず私たちがやらなければならぬものは、医学の進歩に即応したものであり、格差を解消するということならば、まず第一に取り上げなければならぬものは何かということ、給付範囲の制限を撤廃するということ、これはもうこの前永山委員からも指摘をされましたし、国民健康保険法施行法の十四条に書いてあるわけですね。これは「当分の間」ということになっておるんですが、しかし皆保険がもう去年の四月一日から実施された

ならば、そのときには少なくともこういふものは解消していなければならぬのだが、現実には解消していないわけですね。まずその格差を縮め、医療内容を近代医学に即応したものにするためには、まず第一に取りかからなければならぬのは、この医療内容の制限を撤廃をするということなんです。これに對してあなた方は、一具体的にどういふ措置をとってきたかということですね。

○高田委員 給付制限の撤廃方について従来指導して参ったことは当然ですけれども、私どもとしては、今回国庫負担率が五分引き上げになりました機会に、さらに強力にこの給付制限の撤廃について個別に指導をいたしたいという事で、実は今お話しした法律の修正をある程度考えたのでございしますけれども、この辺のところは実際の指導で万全を期した方が妥当である、かような考え方で法律の修正案は提案いたしました。したが、実際上の行政措置で強力に指導したいと思ひます。

なお、念のために申し上げておきますが、先ほど課長から申し上げました数字の保険料調定額の点でございしますけれども、被用者保険につきましても、本人分と雇用主負担分と両方が含まれておるということが第一。それから被用者保険につきましても、家族給付の分も含めての保険料、いわばそういうことになっておりますけれども、国民健康保険につきましても、一人当たりでございしますから、それに世帯員がかか算になる、そういうふうな御理解がいただきたいと思ひます。

○高田委員 実は世帯員を入れたところ、保険料というのは四千円ちよつとなんです。一年五千円の保険料と見ても、片一方は一万八千七十一円ですから、三分の一にならぬわけですね。私は、事業主が出す理論を展開しようとしているんです。当然こういう実態だから、国が事業主として、擬制適用としてかわつて出てこなければいかぬですよという理論を今からやろうとしているんだから、そういう理論をあれしなれば、国民健康保険の前進はない。そこで、一つ一つ今から私があなたの方の口から言わせるわけですね。鳴かしてみせようホトトギス、鳴くまで待つておつたのではだめですから、鳴かせようというので言つておるんです。そこでまず第一に鳴いてもらわなければならぬのは、今言つたように制限診療なんですね。今あなた方は、顧みて他を言うようにいらるることを言われた、五分引き上げした後に強力におやりになろうと言われるけれども、先日の永山委員の質問に對しては、現実に往診の制限をしていられるのが二百四十で保険者の七％、給食六百五十一で保険者の一八％、それから寝具六百九十で一九％、齒科の補綴に至つては六百七十八で一九％、こういうふうに御説明になっておるわけですね。こんなものは去年の四月一日になくなつておらなければならぬはずですね。いわずやそれから一年たつたことしの三月の時点で、こんなものはもう解消していなければならぬのだが、依然として国会の答弁でこういうものが出てきておるといふのはおかしいじゃないですか、こういうことなんです。そこで、このための財源措置というものは幾らかかるか。今これらの制限をして

いる、これを全部撤廃したら、一体幾らの財源措置を必要とするかという事です。

○首尾本説明員 三十七年度で、医療費にしまして約三十四億でございますから、国庫負担にいたしますと、その四分の一の金額になるわけでござい

ます。
○滝井委員 そうしますと、とにかく三十四億程度の金を必要とする、これをまず一たん上げておきます、あとで出てきますから。この金が必要になります。少なくとも近代的な医学に庶民大衆を浴さしめるためには、国民健康保険において制限給付を撤廃するために三十四億の金が必要。今の国庫負担の率でいけば、少なくとも八億程度の金を必要とします。国の負担がその程度ふえます。こういうことが一つありますが、これはしばらくは上げしておきます。

そうすると、次は、今われわれの望んでおる第二の点は、同じような医療の恩恵に浴していただく、すなわち医療における機会均等を与えるための一番の隘路は何なんだという、五割窓口で払うことです。これはもちろんそうでないところもありますが、大がいは五割払う、これがやはり一番の隘路になっておるといふことです。そうすると、あなた方は、この五割のものを七割に引き上げたいという事は再三ここで言明しておるのです。この委員会で、高田さんの前の保険局長の時代に山本さんが次長だった。あの山本さんがここで言明したことがある。厚生省としては七割給付をぜひ実現したい。そのためには、富裕な市町村から七割給付を実現していくのだ。そのた

めには、五カ年計画でやりになったから幾らの金がかかりますか。そうしたら、そのためには八百億の金がかかるというふうな答弁をしたことがある。そこで、さいげんの三原則を貫いていくために、七割給付というものをあなた方はいかなる青写真で実行しようとするのか。新聞や何かにとときき厚生省は勝手なことを発表される。厚生行政長期計画を十カ年でやるんだ、こういう発表をされるから、ほんとうにそういう基礎的な数字まで作ってやっていくのかと思つたら、幽霊であつて、頭だけで途中がない。アドバールン

だつて、ずっと下までひもがついてちゃんとしているけれども、厚生省のやつは、そのアドバールンの上の球だけをはわけるけれども、全然ひもは見えないのです。これでは困る。だからやはりアドバールンを上げたらひもがついておらぬと困る。人工衛星は遠隔操作でちゃんと帰ってきますから、これも帰ってくるような方法にしておいてもらわぬと困るのです。何かこのごろ、国民健康保険も五カ年間で七割な

いし八割にやるのだというふうなアドバールンをお上げになつておる。そこで新聞にああいうことを書く。その前にやはりここできちつと言つてもらいたいと思うのです。そこで、国民健康保険が七割給付を五カ年で実現するという場合の財政的な負担というものは、どこから財政措置をするかは別として、一体どういう形でできるのだ、どの程度の財政の負担が必要なのだというのを、今の国庫負担と今の保険料の形態を基礎にして、一つ御説明を願つてみたいと思つたのです。

○首尾本説明員 今後の医療費の伸びをどの程度に見るか、そういう点に非常に問題がございます。なお、七割給付にした場合に受診率がどの程度伸びるかという点についても、非常に問題がございますので、この点について正確な金額を出すのはなかなか困難でございますが、一応三十七年度予算を基礎にいたしまして、医療費の自然の伸びがかりに毎年一〇%ずつある、それから七割給付にした場合に、受診率が五割給付の場合よりも全体として約三〇%上がるというふうな見当で試算をいたしてみますと、三十七年度予算で療養給付費が千六百三十億円であつたものが、四十二年度には二千九百二十億円になるわけでございまして、これは被保険者の減がございまして、被保険者を三十七年度四千五百三十四万三千人、四十二年度では三千八百七十七万八千人というふうに見込んだわけでありつます。その場合に、現在の国庫負担率によりまして、国庫負担は現在四百八十億円で、四十二年度には八百五十億

円、保険料は三百三十億円で千六百四十億、患者負担額は七百八十億円から八百四十九億円というふうに加増することになります。
以上が総体の数字でございます。
「委員長退席、藤本委員長代理着席」

○滝井委員 そうしますと、この場合における一人の保険料は一体幾らになるかということですか。

○首尾本説明員 三十七年度予算で、医療費に見合うものとしての保険料は七百二十七円でございます。四十二年度においては三千二百円という計算になります。

でございます。医療費の自然増を一割と見て、受診率を三割の伸びとする、そうしますと、国庫負担は二割五分で、五分の調整交付金で三割です。これで見ていきますと、結局七割給付を今の姿で実現すると、昭和三十七年の七百二十七円の一人当たりの保険料が、四十二年には三千二百円となつていくわけですね。保険料が約四倍ちよつとになるわけです。従つて、問題は、四千五百三十四万人の現在の被保険者が三千八百七十七万人に減少した場合に、三千二百円の今の四倍ちよつと保険料を負担するだけの経済力が日本の農村にあるかないかということなんです。このめどもがつけば、あとは政府の政策として決定してもらえばいいことになるわけですから、ここあたりはしばらくおいておきます。だんだんやつていきま

すから……。だから今、制限給付の問題を一つおいたのです。それから今度は、保険料の負担が四倍になるということを経横に一つおいておきます。
次に入ります。そうすると、この問題は現在の保険料の状態です。これをわれわれは、少し立ち入つて見ていく必要があると思つたのです。現在の保険料の実態は一体どういふ実態になつておるか、現実の保険料あるいは国民健康保険税の実態はどういふ姿なのか。このどういふ姿だということを言う場合には、一番今比較されるのは市民税なんです。市民税とこの保険料との比較です。これは、実態を大都市とか、中小都市とかいうような工合に、できれば典型的なものを出してお示しを願いたいと思つたのです。

○首尾本説明員 これは全国の数字でございせんが、自治省で、市町村

民税と国民健康保険税との比較を五十四町村について行なつた例によりまして、国民健康保険税は、住民税の約一・五二倍というふうな数字になつております。

なお個々の市につきましては、それぞれいろいろな数字になつておるわけでございまして、手元にございまして数字で申し上げますと、東京都の場合には、国民健康保険税が被保険者の都民税の一・九倍、横浜の場合は二・三七倍、京都、大阪、神戸が、大体二・二倍から二・四倍というふうな数字になつております。こまかいものにつきましては、ただいま手元に数字がございせんが、大都市がそういうふうな状況で、一般的には一・五二倍、一・五倍というふうな見当になつております。

○永山委員 ちよつと関連して。今の点でございまして、平等割しか納めていない市民税との比率はどうなんですか。

○松島説明員 市町村民税を所得段階別にとりまして、それに対応する国民健康保険税がどのような状態にあるかというのを、昨年の夏に調査したものがございまして、これは今申し上げましたように、市町村民税を所得段階別にとり、その所得段階に即する国民健康保険税の納税義務者の国民健康保険税の額をとるという関係から、一人一人について調査をいたさなければならなかつた関係上、大体人口三万以下の市町村について、五十四ばかり拾つて調査したものであります。従いまして、これによつて全部がそうであるというふうには即断することはちよつと困難であります。一つの傾向を示すもの

として聞き取りいただきましたかと思ひます。

今、御指摘のございました所得割を納付しないもの、御承知の通り、市町村民税には均等割と所得割とがございしますが、そのうち所得割を納付しないものに對します市町村民税と国民健康保険税の比率は四・三八倍、国民健康保険税が四・三八倍になっておる、そういう状況でございます。

○滝井委員 何コマの何倍というより、少し金額で言ってもらわないとわかりかねるのです。われわれ、みんなしろうとですから、実態がわからぬわけです。ですから、まず先に厚生省が、東京都は国民健康保険税の方が一・九ですか、それから横浜が二・三七倍とかおっしゃったけれども、東京都における住民税が幾らで、その場合に国保の料または税は幾ら、こういうようにちよつと数字で言つて下さい。そうすれば一コマ何倍というの、われわれが見たらすぐわかるから。それからさいごの自治省の方の均等割についても、全国の平均の国保税と均等割の關係ですか、そういうものを数字で何円というのを言つて下さい。

○首尾本説明員 東京都の二十三区の場合、被保険者の納めます市町村民税、住民税が六百三十二円、被保険者一人当たりの保険料が千二百円。横浜市の場合は、被保険者の負担する平均の住民税が五百四十六円、それから被保険者の一人当たり保険料が千二百九十三円ということになっております。

○松島説明員 国民健康保険税を納めておられます市町村民税が、均等割のみの分が四百二十四でございます。それに対して国民健康保険税が千七百

五十九円となっております。その比率は、先ほど申し上げました四・三八倍、こういうことになります。

なお、先ほど五十四市町村の全体を通じて一・五二倍というふうに厚生省の方からお答えございましたが、国民健康保険税を納めているこの五十四市町村の納税義務者の市町村民税が二千四百十三円でございます。これに對しまして国民健康保険税が一世帯当たり三千六百五十九円あります。この比率が一・五二倍でございます。

○滝井委員 そうしますと、この市民税と国保の税金との納入成績ですが、市民税の納入率は幾らで、国保税の納入率は幾らですか。

○首尾本説明員 国民健康保険の保険料の収納率は九二％になっております。

○松島説明員 市町村民税全体といたしましては、昭和三十五年度の徴収率は九・一六％でございます。

○滝井委員 大体国保税と市民税の徴収率というのは九一から九二％で、これは似通つてゐるということですか。それで九二％の国保のものがそのまま正しいかどうかというところは、いろいろの納入の成績によつて、やはり問題が交付税その他の關係でも出てくるので、なおこれは内容を検討する必要がありますかと思ひますが、大体これは、納入成績は同じだということがわかりました。しかし、保険税の方が相当高い。とにかく二倍前後の高さであるということがわかつたわけですか。これはわかつていただいております。

そうしますと、一応こういうデータがそろいましたから、まだ制限撤廃の中で、医療給付の範囲を、たとえば転居までしてもらわなければならぬとか、それから分娩費その他出産手当の額を上げなければならぬというのがあつておきますが、転居までという点に對して、この額は、この前永山さんもちよつと指摘をしておりましたが、相当の額になることになるけれども、これはなかなかちよつと見通しがつきにくいと思ひます。これは幾らするかどうかというところは、その病気の種類によつて永遠に続くものもあるでしょうから。しかし、当面この転居を三年からずつと延ばすということになると、相当の額が要することは明らかです。相当の財政負担が要するということが一つ出てくるわけですか。それから問題は、転居も大事ですが、それから問題は、転居しなければならぬ分娩費、出産手当、それから保育手当、埋葬料、こういうものが非常に低いということですか。たとえば分娩費のごときは、五百円未満というのが百三十一町村あるのです。ね。一体お産の費用が、今五百円くらいでやれるかということですか。これは半額にもならぬですよ。それから出産手当なども、これは、国保にはないのです。日雇いにはあつても国保にはない。それから育児の手当金というものは、これは日雇いにはないけれども国保にある、これはちよつといふ。埋葬料も低いのです。従つてこういう点は、生まれても、病気になるても、死んでも、他の保険に比べて国保というものは差別待遇を受けてゐるということですか。こういう点はあるわけですか。だからこういうものの前進というものは、当然はからなければならぬ。しかし

一番大事な医療のことが前進しないの、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を、ずつと三十年ころからわかれな

を一体どうしようとしておるのか。これは一つ厚生省の考え方と自治省の考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○高田政府委員 お話のように、国民皆保険に伴ひまして大都市が実施したことが、実績としての事務費の増、結果から言へば補助の金額との開きを来たした一つの大きな原因であると思ひます。従つて、現実の問題として、事務費の補助の適正な金額をどういふふうに見るかという事は、これは前の状況とは多少違つてゐる点があると思ひます。従つて、私どもとしては、この現実を照らして十分実情を検討した上で、今後の問題を考へていかなければならないと思つております。さしあつたつての問題としては、一般会計からの繰り入れ等によつてまかなつていくよりほかにと思ひますけれども、今後の予算の問題としては、十分検討しなけりな要素を含んでおると思ひます。

○松島説明員 事務費の問題につきましても、私どもかねがね大蔵省の方にもお願いをいたしておるのでございす。現在十割負担の建前になっておりますので、その線が貫かれるように、今後とも厚生省とも御協力いたしまして、努力いたして参りたいと思つております。

○永山委員 関連質問。事務費は三十二年の実績を基礎として作られておるのですが、三十二年の実績がもとになつて、その後実績を調査してないのです。そうしてその後においてベータアップの率だけを伸ばしておられますが、旅費や需用費は全部据え置かれておるわけですか。それから三十二年度は

市の方があまりやつておりませんので、その後都市の方面がほとんど実施をいたしたので、この事務費の不足というものは著しい上昇をしておるという事にかんがみて、すみやかに実態を調査して、適正な処置をされるという事でなければならぬ、こう思つておるのです。

○滝井委員 今永山さんが指摘したように、これは三十二年を基礎にしてやつておるわけでしょうか。そうしますと、一般政府としては、今言つたように一般会計から繰り入れてまかなうとか、十割負担だけでも検討しなすうというふうな事では、これは話にならぬわけですか、法律では十割になつておるのですから。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕
大蔵省から見えておりますが、この国民健康保険の事務費です。三十三年で九億、三十四年で十八億、三十五年で二十八億、三十六年はおそらくさらに十億以上をこえると思つておるのです。三十七年度はさらに増加していく、こういう形になつてくるわけですから、法律は全額国庫負担にするという事になつておるのだが、その法律が規定をしておる全額負担と、実質的に査定をして、それを被保険者一人当たり、こし百二十円ですかにしまして、その差額というものが、実際に二百円要つて、そして査定は二百円だといふことになれば、八十円ずつは実質的に要つておるわけですから——これはいつか質問したことがあるのですが、税の徴収員がこれを兼ねておる。だからその分の八十円というものは税の徴収の方で、保険料の徴収の方は百

二十円でございますかというふうな答弁を、いつか大蔵省がしたことがあつた。しかし、現実にはこういう実態が出た。国民健康保険の特別会計に大きな赤字を作る原因になつておるとするならば、私は、これを何らかの方法で解消してもらわなければならぬと思つておるのですが、一体大蔵省はこれをどう見ておるのかということですね。

○岩尾説明員 国民健康保険の事務費の単価の問題でございますが、政府は社会保険につきまして事務費を負担しておるわけですか。しかしながら、その事務費の負担と申しますのは、それぞれば保険者が実際に支出した額を全部負担するといふわけではございせん。で、それぞれの保険の事務を遂行するに要する費用を、ある額を基準といたしまして見るということでございます。

たとえば非常に高額の人をかかえて——大半が人件費でございすけれども、高額の人をかかえて仕事をすればうんと費用がかかる、あるいは四人でやるところを十人でやれば、それだけ費用がかかるというふうな事になるわけでございますから、實際上、国民健康保険をやる場合に、基準となる額は幾らであるかという事を算定いたしまして、それを交付していくという建前でおるわけでございます。

そこで、三十二年に実際上の現況を見ました場合に、多少記憶に誤りがあるかも知れませんが、大体百十一、二円ではなかつたかと思ひます。その中から、実際上国庫の事務執行に要する費用として見るべきでないような経費を差し引きますと、大体九十円程度に相なつたわけでございます。そこで三十三年から八十五円を九十円に引

き上げ、しかも、大体五円程度、さらに公務員のベータアップ等に応じて、その部分を地方財政に見ております増加分に見合つて増加をいたしまして、現在百二十円に相なつておる、こういう状況でございます。一例を申し上げますと、この百二十円という額は、国保の被保険者一人ずつについて交付される額でありますから、国保の被保険者世帯当たり大体四・二人というふうな計算だと思ひますが、そういう見当で見ますと四百八十円、五百円内外というふうな世帯としてはなるわけでありす。一方、社会保険のいわゆる健康組合等に対しては、現在政府が交付しております額は百四十円でございます。これは大体世帯が、扶養家族が一・八人でございます。二人といひましたとしても二百八十円という額になりますので、もちろん私もいたしましては、この額が多過ぎる、あるいは非常に十分であるといふふうには考へておりませんけれども、三十七年度予算といたしましては、この程度で適当ではないかといふふうな考へております。

○滝井委員 健康保険の方では源泉徴収ができる。こちらはそうでないわけですか。非常に根本的な違いがあるわけですか。そこでこういう根本的な違いがあるものを、被保険者の徴収方式でやるといふわけにいかぬと思つておるのです。この場合、三十五年度で二十八億円の赤字が出ておるといふことは現実です。そうすると、脆弱な財政を持つておる地方自治体に対して、二十八億の赤字が出たといふので、そのままと

いうわけにいかぬと思つておる。そこで私は、やはり政府はこの問題の解決を、

責任を持つてやらなければならぬと思つておる。三十二年の実態調査を基礎にして、その後のベータアップその他で補正をしただけでは、旅費も上がつておるし、いろいろの需用費等も上がつておるわけですから、こういうものをやはり再検討するために、単に大蔵省と厚生省だけではだめだと思つておる。やはり市長会とか町村長会とかの人も加へ、そしてお互いに納得のいくような事務費交付の基準を、きちつとしたものを速急に作つていただかなければいかぬと思つておる。そしてやはり各市町村が納得がいくて、一般会計から繰り入れられるだけの理論的な根拠を、繰り入れさせるにしても自治体に与へなければ、今のままではウナギ登りにこれが上がつておるのです。そしてここに赤字を作る大半の原因があるといふことは明らかです。今までは三十四億だったのですが、昨年から四十億になつたと、一般会計からの繰り入れが増加してきておるのです。大都市が始まつたからでしようが、そういう繰り入れの理論的根拠といふものを作つてやる必要があるんです。

ただ漫然と一般会計から繰り入れるという事ではだめなんです。厚生大臣、何かこの事務費を速急に、合理的に算定するものを、大蔵、厚生、それから関係団体、知事会等も入れて委員会を発足せしめて、そして少なくとも三十七年度の補正予算をやるときまでには——補正予算をやるときまでには——補正予算をやるときまでには、どうせやらなければならぬでしよう。そのときまでには、やはり地方自治体の納得する姿を作る必要があると思つておる。三十二年のままだ

の実態で、ベータアップその他で引

き上げ、しかも、大体五円程度、さらに公務員のベータアップ等に応じて、その部分を地方財政に見ております増加分に見合つて増加をいたしまして、現在百二十円に相なつておる、こういう状況でございます。一例を申し上げますと、この百二十円という額は、国保の被保険者一人ずつについて交付される額でありますから、国保の被保険者世帯当たり大体四・二人というふうな計算だと思ひますが、そういう見当で見ますと四百八十円、五百円内外というふうな世帯としてはなるわけでありす。一方、社会保険のいわゆる健康組合等に対しては、現在政府が交付しております額は百四十円でございます。これは大体世帯が、扶養家族が一・八人でございます。二人といひましたとしても二百八十円という額になりますので、もちろん私もいたしましては、この額が多過ぎる、あるいは非常に十分であるといふふうには考へておりませんけれども、三十七年度予算といたしましては、この程度で適当ではないかといふふうな考へております。

き伸ばしてやっていくという考え方の
いうものは、今後の国保の前進のため
にとるべきでないと思うのですが、そ
の点どうですか。

○**灘尾国務大臣** 事務費の問題につき
ましては、いろいろな見方があると思
いますけれども、何にいたしまして
も、実情に沿わない点があるやに私ど
も考えるわけでございます。前の実態
調査のときからだいぶ年月もたつてお
るわけでございまして、お話にもご
ざいましたような御趣旨を尊重いたし
まして、関係省ないし関係団体ともよ
く打ち合わせをいたしまして、なるべ
く早く実態調査をいたすように進めて
参りたいと思ひます。

○**滝井委員** ぜひ一つ実態調査をやつ
て、事務費の合理的な配分を速急にや
ることを、今の大臣の言明を信頼して
要望しておきます。

次は、一般会計から国保特別会計へ
の繰り入れの問題です。きょうはほん
とうは奥野さんに来てもらつと一番い
いと思うのですけれども、今までの自
治省の行き方は、三十五年までは、一
般会計から国民健康保険の特別会計に
繰り入れることはいかぬという方針で
指導されてきたわけですね。自治省の
いろいろの文書を見ても、一般会計か
ら特別会計に入れるという方針につ
いては好ましくないという方針で指導し
てきた。ところが「三十六年度地方財
政の運営について」というのを見ると、
と、少しニュアンスが違つてきてい
る。これは自治省としては政策の転換
をおやりになったのかどうか。

○**松島説明員** 基本的な考え方は変
わつておりません。従来から、国民健
康保険は、現在の法制上の建前からい

えば、国と保険税というものによつて
まかなわなければならないという考え
方をとつております。

○**滝井委員** そうしますと、自治省と
しては、現在も、一般会計から特別会
計に繰り入れることはいかぬという基
本方針は変わつていないのですか。

○**松島説明員** 同様でございます。

○**滝井委員** そうしますと、この場合
の理論づけが大事になつてくる。実は
今年年金福祉事業団の総裁になつてい
らっしゃる高田正巳さんが保険局長の
時代に、やはりここで私と論争したこ
とがある。その場合に、高田氏がこ
ういふ答弁をしておる。自治省当局とい
うものは、一般会計から特別会計に入
れることは、これは特に事務費が赤字
の大きな原因になるということも関連
して、入れることはいかぬということ
でございまして、その場合の理論的
根拠として入れていいものがある、そ
れは住民全体の福祉に關連をする部
分、すなわち直営診療所を作るとか、
あるいは保健婦の費用というふうなも
の、これは一般会計から入れてもいい
だろうという理論を展開したことが
ある。なるほどそれも一つの理論だ
と、私も実は感心をして聞いておつた
のですが、それについてもやはり自治
省は異議ありということですか。

○**松島説明員** 国民健康保険の事業に
よる給付に關連いたします部分につ
いては、従来から保険税と国庫負担金
をもつてまかなうべきであるという考
え方をとつておりますが、ただいま御
指摘のありましたような直営診療所とい
うようなものになりますと、当該団体
におきまして医療機関の整備というよ
うなことともよく関連してくる問題で

あります。また、保険との関連におき
ましては、同様な問題があるかと思
いますが、その点につきましては、事情
によつて一般会計からそういう経費を
持つということについては、適当な措
置であるというふうな考え方も持つて
おるわけであります。

○**滝井委員** そうしますと、今のよう
な住民全員の福祉に關連する直営診療
所、保健婦の問題はよろしい、しか
し、事務費その他医療給付費等の赤字
の出た分については、一般会計から入
れるのはまかりならぬという方針で
いくのだということですね。

○**松島説明員** ただいまのところ、そ
ういふ考え方を持っております。ただ
給付關係の仕事が、住民一般に關係が
ないとか、福祉に關係がないという考
え方では必ずしもございせん。これ
も住民の福祉に十分關係がある問題で
あらうと思ひますけれども、ただ制度
の建前からいって、そちらの方は、本
来そういう制度があるわけございま
すから、その制度を確実に実施して
らう、こういう方向を考えておるわけ
であります。

○**滝井委員** そうしますと、現実に例
年は三十四、五億だったのですが、昨
年度四十九億くらゐになつておつた。
実はきょう私は奥野さんに来ていただ
きたかつた。というのは、奥野さんが
論文を書いて、こういうことを言つて
いる。最近における国民健康保険の伸
展の状況にかんがみて、国保の特別会
計に一般会計から繰り入れた分につ
いては、現在基準財政需要額の算定の基
礎になつていない、従つてこれを基準
財政需要額の算定の基礎にして交付税
で見るべきであるという論を展開して

おる。奥野さんは現実に今財政局長な
んですが、今のあなたの答弁と奥野氏
のあれと少し違ふ。これは私ばかりで
なくて、参議院の専門調査員の法貴さ
んあたりもそういう見方をしていられ
しやる。だから私、この論文を讀ん
で、自治省少し転換したなという氣持
を持つておつたが、今のあなたの御答
弁では転換をしていない。ということ
になると、今後四十九億のお金がだん
だんふえる情勢にあるのですが、こ
ういふものが、依然として事務費とも
に、一般会計からの繰り入れ分とい
うものが、地方自治体の赤字の大きな
原因になつてきておる。地方自治体の赤
字の大きな原因は、国民健康保険の特
別会計の赤字がそのまま一般会計には
ね返つて、赤字になつてきたという状
態が相當濃厚なんです。かつて自治省
が出した資料で、今、年度を忘れまし
たけれども、二、三年前に出した資料
を見ても、自治体の赤字の四割、当時
百十億くらゐあったと思う。国保の特
別会計から一般会計に繰り入れたもの
が、赤字の原因の四割を形成している
という資料を自治省は出したことがあ
る。そうなりますと、これはやはり基
準財政需要額で見るといふ建前を、こ
の際、自治省の今までの考えをやめて
やる必要があるのじゃないかと思ふ。

今のあなたの答弁では、なかなかこれ
はそうはいかぬということになると、
ちよつとここいらで自治省の大臣にも
来てもらつて、この問題を詰めなけれ
ばいかぬ点だと思ふのです。

○**松島説明員** この前うちの局長の申
し上げました通り、現在の法制と申し
ますか、制度のもとにおける問題と、
今後のいかにあるべきかという問題と

があるわけだらうと考えるわけでござ
います。現在の地方交付税法におきま
しては、国民健康保険に要する経費
は、交付税の算定上の財政需要額に算
入しないという規定がございまして。従
いまして、現行法のもとにおいては、
そういうことはできないわけござい
ます。もちろん考え方を変えて、
法律を改正するということも絶対あつ
てはならぬものかどうかという点につ
きましては、ただいま御指摘がござい
ました通り、いろいろ考えるべき問題
もあるかと思ひます。財政局長が何
か論文に、需要額に算入することを考
えるというふうなことを書いたとい
うお話がございまして、従来自治省とし
てはそういう考え方をとつておらな
かつたが、そういう考え方をとること
については、なお検討すべき問題があ
るのではないかと意味で書かれた
ものと私は讀んでおります。これは財
政局長というのでなく、奥野個人の意
見でございまして、自治省として決
定したものではありません。ただ問
題は、これを基準財政需要額に算入す
ることは是非の問題ということになり
ますと、いろいろの問題を私どもも私
どもなりに検討はいたしております。

しかしながら、今ここで基準財政需要
額に算入する措置をかりに講じたとい
たしますならば、その額は基準財政需
要額の増額となり、その分は結局、現
行制度のもとにおける地方交付税では
まかない切れないという問題になりま
すならば、当然地方交付税率の引き上
げというふうな問題に關連をしてくる
問題でございまして。地方交付税率の引
き上げという形になつて参りますなら
ば、いずれにしても、国と地方団体と

の財源の分配はいかにあるべきかという問題に關連をしていくわけでございます。そして、そうなりますと、そういう形において国民健康保険事業に対して国が地方団体に對する金を出すべきか、あるいは現在のような国庫負担制度をもっと引き上げることによって問題を解消すべきかという問題も、考えていかなければならぬ点が出てくるのであらうと考えられるのでございます。私どもは、現在までは、一応国民健康保険という仕事は、社会保険としてやはり国が責任を持ってやっていたと、これは地域の保険でございます。具体的には事務の取り扱いというものは、一々国がおやりになることができないという点も多からう、また不便な点もあらうと考えますので、市町村がその仕事に当たるといたしましたが、やはり最終的な責任は国が持つていたのだというふうな形において運営されるのが適當ではないか、こういうふうな観点から、一般会計からの繰り入れというものを考えてこなかったわけでございます。一般会計から繰り入れということと、制度それ自体を十分明確にした上でいかなる部分を市町村の負担とし、いかなる部分を国が負担するかという問題を確立せずに、ただ一般会計から基準財政需要額に繰り入れればいいのだという形で参りますと、常に基準財政需要額をふやせば国の負担はしなくてもいいのだというふうな議論の中に入ってしまうと、制度それ自体が非常にこがらがったものになつてきて、さらに前進というふうな問題も期せられないのではないかと、いろいろな点も考えられるわけでございます。今、そういった問題を考えますと、今

にわかに考え方を變えていっていいかどうかという点は、なお十分検討を要する点があるのではないかと。また、いろいろなことを申し上げて恐縮でございますけれども、先ほども申し上げましたように、国民健康保険の負担が町村民税に比べてかなり重いというふうな事柄は、結局他の保険にもっと所得を持つておられる方が入つておる。従つて、国民健康保険に残つておる方の所得分布というものは、非常に低い水準にあるというふうな問題もあるわけでございます。そういった問題も考えますと、全部それを市町村の負担においてやるのが適當か、国の負担において問題を解決していくのが適當かというふうな点について、なお十分検討する必要がある、こういうふうなことを考へておるわけでございます。

○兼井委員 従つて、いかなる部分を市町村の一般会計から負担すべきかということは検討をしなければならぬのじゃとおっしゃるけれども、その検討を促すために今質問をしておるわけですか。だから私は、今言つたように、すでにあなたが泣いてもらつたわけだ、僕は泣かせてみしようホトトギスで、きょうは政府の方のウイーク・ポイントを今ついでにしておるわけですか、すでにあなた自身が言われるように、四十九億三十六年度において一般会計からつぎ込んでおるというふうな現実があるわけですか。その現実というものは、それだけ一般財源が国保の特別会計にいったから、自治体はそれだけ苦しくなつて、それだけ一般財源は減つておることを意味するのだ、この減つておる現実というものを何かでカバーしてやらなければ、これは本来い

くべきところでない、自治省がいつてはいかぬところ、四十九億の金が現実には流れておるのですから、この現実を無視することはできないと思ふ。その流れておるものを流れさせないようにするというのが自治省の使命なのですから、また厚生省の使命なのです。ところが、現実には水の高きから低きに流れるごとく流れていつておる。そうすると、それを調整するのは、一体今の制度のもとでは何かあるには、一体今の制度のもとでは何かあるりますかという、基準財政需要額として見る以外にないじゃないか。それはあなたの方の局長が言つておる。よくやくわかりました。それは「自治研究」の三十六年十月十日号、奥野誠亮、「忘れられ勝ちな国民負担合理化の対象」という中で、「それは、市町村の基準財政需要額に、国民健康保険事業会計への繰り入れ金相当額を追加するということである。この措置については多くの是非の論議がわき出てくることであらう。何れにしても、税制改革の論議において、減税の主張はさされても、国民健康保険税がその対象から捨ててかえりみられていない現状には大きな不満がある」ということを言つておる。これは明らかに他のものは全部減税されつゝある。しかし国民健康保険だけは増税の傾向にある。あとでもう少し私は具体的に証明していきま

すが、この増税の傾向にある国民健康保険——他のものは減税です。池田内閣というものは、公共投資、減税、社会保障、文教政策となつておる。減税というものが、内閣の所得増進における四枚看板の一つです。その四枚看板の一つであるこの減税の政策が、国民健康保険税については増税の方向に向くというものは、これは池田政策の矛盾なのです。だからその矛盾というものが、大きな内閣の柱の政策にこれだけ逆行するというのはおかしいじゃないか。これは奥野さんみずからが、その局にあって今まで言わなかったことを言つてくれていると思ふ。従つて私は、奥野個人の意見であると言われれば、それはそうだと思う。しかし、現実には問題があることは確実だ。四十九億繰り込んでおる。この繰り込んだものを、今までのように自治省が繰り込むのはまかりならぬというならば、四十九億を別な形で補てんする以外にはない。そうすると、大臣としては、あるいは大蔵省としては、自治省というものは繰り込むことは反対、従つて財政措置はしない、しなければ、繰り込みは消極的になつて、国保の赤字というものは、ますます繰り込まなければ助長することになる。一体この矛盾をどう解決するか。今事務費の問題について一つの問題点を出した。これは調査をしてももう一度このことで解決した。そして、今度のこの一般会計からの繰り入れ、自治省は反対なんだ、ただ一つの解決の方法として基準財政需要額として見ていくということ、これはもう私はこゝ七、八年主張し続けておるが、なかなか実現しない。しかし今度、やがて八年になりますから、実現しなければならぬところにかけているのだが、実現しないとするならば、何か別の方法があるかどうか。四十九億、今後なお増加するであろうこの財源については、大蔵省なりあるいは厚生省としては一体どうこれ——自治省が反対だと言つておるのだから実際は入れることはならぬけれど

ども、やみで入れていようものなのです。河野さんじゃないけれども、やみを公然としなければならぬというところを打ち出したように、灘尾さんは、このやみの四十九億というものを、地方財政計画の中に入るものにしてもらわなければならぬわけですから、それができなければ、それにかわる制度をここで打ち出してもらわなければならぬ。それは何か。どういうことをお考えになつておるのか。これは古くて新しい問題です。

○灘尾国務大臣 国保の問題については、先ほど来いろいろお話がありましたが、当面といたしましてわれわれが一番頭をしぼらなければならぬと思ふのは、財政の問題だと思ふ。財政の問題につきましても、今御指摘になりましたようにいろいろの難点があるわけでございますが、ことに市町村の一般会計からの繰り入れ等も、現実の問題として相当に行なわれているわけでございます。本来の国保の制度の上から申しますと、私も、今自治省の課長が言われましたように、建前上は問題があるというふうな考えを以て一般會計からの繰り入れをせざるを得ない、しかも、これに対する適切な措置が講ぜられておらないというところに立たされておるわけでありま。財政の問題について、国保の財政の基礎を強化する、そして着実に給付内容等を改善して参るためには、どうしてもこの問題にメスを入れなければならぬ段階にきておると思ふのであります。その方法といたしましては一体どうするかということになるわけでありま。保険料の増徴ということも一

のに焦点を当ててみると、一体自治体で裕福なところほどよいに一般会計から出しているのか、貧乏なところほどよい出しているのか、貧乏な市町村ほど受診率が高くて、一般会計からよい出しているのか、豊かなところほど受診率が高くて、一般会計からよい出しているのか、これが大事なところだ。これを一つ模型的に示していただきたい。

○岩尾説明員 私は今申し上げたのは、市町村の財政力に応じて一般会計の負担が多いというような意味ではないわけでありませう。保険料自体についても、市町村の実態に応じて、いわゆる平均所得から見れば、東京都のように平均所得が非常に高いところが、かえって保険料負担としては低いところもある。あるいは市町村におきましては、いなかのようなところで、市町村民税の高いところでもまた高い保険料を出しているところもある。一般会計からの繰り入れにつきましても、先ほど申しましたように、固定資産税等が非常にたくさん入ってくるような市町村におきましては、非常に一般会計からの繰り入れが楽ですから入れておるところもある。それぞれ一般会計からの繰り入れだけについてそういった市町村の財政力があるわけではないので、実態は非常に区々であるということを申し上げたわけです。数字は厚生省の方から……。

○首尾本説明員 これはいろいろな型がございまして、典型的なものを抜き出すということはなかなか困難なわけ

であります。たとえて申しますと、大都市の場合、一般に医療費が高いために保険料も高い。これは三十六年度でございまして、横浜市の場合に、一人当たり保険料が千二百九十三円になっておるわけでありまして、東京都の場合には千二百円になっております。それからほかの例を申し上げてみますと、たとえば鎌倉市の場合は医療費が高く、一人当たり千九百九十七円になっております。この保険料は千六百四十四円になっております。一般会計繰入金、一人当たり百六十九円というふうになっております。それから比較的貧困と思われるようなところについて見ますと、青森の六ヶ所村の医療費が一人当たり九百九十七円でありまして、保険料は一人当たり三百六十一円という数字になっております。一般会計繰入金金はゼロということでありまして、いなかではありますけれども医療費が比較的高い、平均より若干高いところをとってみますと、岩手県の沢内村でございまして、一人当たり療養給付費が二千七百九円、保険料は七百十六円、それから一般会計繰入金金が一当たり十円ということになっております。

○滝井委員 今の統計ではちよつと区で、はつきりしたものがつかめぬようですが、これはあとでもう少し典型的なところを私言いたいのですが、問題をもとへ返して、国民健康保険の一般会計からの繰り入れというものについて、どうも政府は自信がないということとは非常に残念なんです。これは現実にはその市町村が入れておるわけですから、入れさしておきながらそれについて跡始末を厚生省が何も考えていないというところに問題がある、これは何か考えなければいかぬ。しかも、地方財政計画に載らぬような金を四十五億も五十億も出さしておいて、そのままだけを進めておるというところ、この制度に対する熱意が不足で、そして欠陥があるということですよ。これは当然何か考えてもらわなければならぬ。

そこで、これと関連をしますから申しますが、こういう形になって一般会計からよけいに入れておるところはどういうことになるかというところ、調整交付金が今度はいけいにくので、この保険というものは、所得の格差を縮めるための保険にもかかわらず、所得の格差を拡大する保険になっておるということですよ。だから社会保障ではなくて、調整交付金というものの焦点を当てて少し問題にしてみよう。これは一般会計からの繰り入れと無関係ではない、非常に重要な関係を持つのです。というのは、まず東京都と茨城県の石岡市というのを調査されておりますが、総医療費で東京が三千九百十五円、茨城県の石岡市は千九百七十一円、だから半分ですね。この場合に国庫負担はどういうことになるかというところ、医療費でいくわけですから、東京都にはどさき金がいくわけですよ。石岡市には、二割五分ですからいかにいけいにくです。そうすると、今度一般会計からの繰り込みを見ると、これが重要な役割を演じてくるのです。医療費をよけいにすること、これは一般会計からの繰り入れがある程度よけいになれば、また医療費の負担がそれだけ余裕が出てくるわけですよ。

だから東京都のような大きな財政力が背後にある自治体の国民健康保険というものは、やみであらうと何であらうと、とにかく莫大な金を入れるわけですよ。その政治力です。その住民の要望と、その首長、すなわち東京都の社会保障に入る金が、首長の熱意でよけいに入るか少なく入るかという形が出てくるわけですよ。この一般会計からの繰り入れというものは、東京と石岡は雲泥の差で、東京がよけい入って、そうすると、その場合に一体調整交付金はどうかというところ、この調整交付金はこうなる。東京は被保険者一人当たり百八十七円も入るのです。ところが石岡はゼロです。何ももらえないのです。これは自治体の貧富の格差を縮めるというてきておったこの調整交付金が、今度は逆に、お金持ちと貧乏人の格差を広げる役割になってきておるのです。茨城県全体の十六市の一人当たりの平均調整交付金の額は九百四円です。東京が百八十七円であるにもかかわらず、東京よりはるかに国民所得の低い茨城県が九百四円です。そうしますと、これは一体どういうことになるかというところ、一般会計からの繰り入れが多くて、従って医療費の支出が多い、だから東京はますますお金持ちになる、茨城県の石岡市はますます貧乏になる。国民健康保険というものは、貧富の格差を調整するためにできている制度なんですよ。ところが、これはそうならない。従って、これは調整交付金自体のやり方に問題がある。なるほど問題があるのですよ。調整交付金のむずかしいやり方をちよつと見たけれども、相当の問題がある。そこでこの際私たちは、医療給付費を二割

五分から上げる理論的な根拠ができないとするならば、この調整交付金によって、お金持ちと貧乏人の格差を是正する方向に持っていくかなければならぬ。従って、東京都の百八十七円というものはゼロにして、石岡市は百八十八円に持っていく制度を作らなければならぬのです。そうしないと格差の是正にならない。これは実態調査が明らかにならぬ。従って、さいせん私が財政力の豊かなところということに指摘したのはそのためなんです。すなわち、一般会計から入れ得る程度の財政の余力のあるところは、それだけ医療の給付費に制限がないのです。一番冒頭に申しました入院とか往診あるいは寝具等に対する制限が、一般会計から入れて、なくなってくるわけですよ。従って、そういう制限のないところは医療費の総額が多いですから、調整交付金もよけいにくく、二割五分の国庫負担金もよけいにくく、ますますよくなってくる。だから格差拡大の方向になつてくる。こういうように、この国民健康保険制度というものは貧乏人をよくするための制度であるのが、お金持ちをよくするための制度に逆転をしてきた。こういう制度のままでこの七割給付を実現しようとするならば、貧しいところはますますよけいな保険料を取らなければならぬということになる。従って、その住民は、国の補助はもらえずに、しかも吸い上げられる保険料は増加するという制度であるというので、今の国民健康保険の実態なんです。

もう時間がなければ、これは私もう少し綿密に質問して、あなた方を泣かせなければならぬところなんです。

す。現在、国民健康保険の被保険者の実に七十一％は農業人口です。これはあなたの方の調査では、四二％が大体農業らしいという今個人的にお話がありまして、七十一％は農業人口です。そうしてこの七十一％の農業人口の中で、わずかに六・四％だけが所得税の負担能力がある。これはことし、多分千四百万人くらい所得税の納入者がありまして、千四百万だったと記憶しておりますが、あるいはもっとふえてくるかもしれせん。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長代理着席〕
と、その中で、農業における所得税の負担者というものは非常に少ない。国民健康保険に加入している被保険者の七十一％は農業人口ですが、その中で六・四％しか所得税を納めていないんですよ。そうすると、他の者は全部所得税を納めるにやうなものを取ります。そうすると、七割給付を実現しようとするならば、今の約四割程度の三千円を取らなければならぬということになる。これは一体できるかということなんです。これは不可能ですよ。そうしてあとの二九％は何かというところ、中小企業者です。二九％は中小企業者で、しかもその中小企業者の中の六割程度が、固定資産を持たない零細企業者です。そして自治体の調査では、以下に低所得者層であるということ、これは奥野さんも認めておる。そうすると、最近における農業人口の変化をあらわすと、これは僕の友人で並木君という方が農林省におりま

す。現在、国民健康保険の被保険者の実に七十一％は農業人口です。これはあなたの方の調査では、四二％が大体農業らしいという今個人的にお話がありまして、七十一％は農業人口です。そうしてこの七十一％の農業人口の中で、わずかに六・四％だけが所得税の負担能力がある。これはことし、多分千四百万人くらい所得税の納入者がありまして、千四百万だったと記憶しておりますが、あるいはもっとふえてくるかもしれせん。

すが、この並木君あたりの調査によつても、昭和二十五年は、農業人口といふのは全人口の四割ちよつとを占めておつたのです。ところが、これが三十二年には二割九分です。というところ三百万人程度になる。ぐつと下がつてくるわけですね。そして千三百万人の農業人口の中で、長男で農業を継ぐといふのは、今まで大体四十万人ぐらゐりまして、四十万人ぐらゐる者が農業に行つておつた。ところが、三十六年は七万六千人しか農業人口は残らない。そうすると、農業人口の大半は女性なんです。ここから保険料を吸ひ上げて七割給付をやるのですから、現在日本は農業革命というものが起こるうとしておる。当然これが機械化の方向にいかなるを得ないでしょう。そうすると、そういう農業における変化の実態、それから今度七割給付をやる場合に、今よりも四倍の保険料をこれから取つていこうとするのですから、これはとてもできない。そうして今の制度のままならば、貧乏などには金がいかない制度になつておるのです。それで、これを七割給付を実現すると厚生省はおっしゃるのだから、一体どういふ手段でやるかということをご明らかなにしてみなければならぬわけですね。そうでなければ、これから厚生省は、新聞なんか七割なんということを言つてもらつちや困る。ここでそれを明言できずして、新聞なんか言つてもらつては困る。あなた方は、このからくりの中で一体どうして七割給付を実現するのか。まず、保険料の負担というものが、現実に市民税が高くてどうにもならぬといふところにき

つておるんですよ。今首尾木さんが御説明したように、今のままの制度でいけば、保険料を、七百七十二円を三千二百円にしなければならぬ。それが不可能ならば、それに肩がわりするものとして一般会計から入れるか、あるいは国庫負担を増加するよりほかに方法はな

い。だから、ここを政府は忌憚なく国民の前に明らかにしてもらわなければならぬ。今の国民健康保険といふものは、逆立ちの国民健康保険です。富裕なところにはたくさんいくけれども、貧乏なところにはいかないという国民健康保険なんです。それは国庫負担においても、調整交付金においても同じです。この矛盾を、あなた方はどういふ方法で打開してやろうとしておるのか。これは今の問題です。来年、再来年の問題ではない。今年からの調整交付金なり国庫負担金の配分の問題に連をきておる。ここらあたりを、もう少しはっきりしておいてもらいたいと思ふのです。それははっきりしな

ければ、国保なんか二割を二割五分に上げて、附帯決議をつけたて意味がないですよ。だからここで、少なくとも与党も野党も、思い切つて国庫負担を二割を三割に引き上げ、そうして五分の調整交付金を一割に引き上げ、合計四割にする、そうすると七割給付が実現できるから、何かそういう応急の措置を講じないと、附帯決議なんかでその場その場のがれるということとは、国民健康保険の現状では非常に問題があると思ふのです。今私は明らかにその矛盾を指摘したので、すから、政府は一つそれらのものに明快なる説明をやつていただきたいと思ふのです。

の交付のやり方の問題でございます。が、従来のと申しますか、現在のやり方は、お話のように療養給付費の額といふのが相当なウエートを占めてきます。と申しますのは、それに被保険者の所得を考慮して算定します額が満たない、そういう市町村に対して交付する、そういうやり方をいたしておりま

やらぬ。この点は一つ大臣、私は期限を切るの好きなだけだけれども、一体その五カ年間でやるかと言ったのだけれども、今五カ年間でやることをきめておるわけではございません、そんなことを言えば、新聞に言ったのを取り消してはならぬならぬです。古井さんのときも十カ年というふうな発表をしておるのです。こういう問題の論議を始めたのは今じゃない。厚生行政の長期計画を作ってくれということ、私は大臣がかわるたびごとに言っている。その大臣は、かわるたびごとにやりますやりますと言うだけで、今度は古井さんの十カ年計画とは多少情勢が変わってきたので五カ年計画だといっておりながら、聞いてみると、あんなものは政府がきめたわけじゃございませんという。アドバルーンを上げるだけじゃいけません。一つあなたの在任中に——国保の給付については、今世帯主七割でやりたいというけれども、そんなものは実際に七割に世帯主だけやっても、相当の国庫負担も増加しなければだめです。そういうことをここで答弁するだけじゃなくて、その言ったことは約束通り達成するということがなければ、世間には信頼がないですよ。池田さんは、私はうそは申しません、こう言っているのだけれども、うそどころじゃない、大うそですよ。私はいざれ機会をあらためてもう少しまかくやりたいと思いますが、大臣の見解だけ述べて下さい。

ていくということは私どもの目標でございます。ぜひそれを実現したい、かような考え方をいたしておるわけでございます。さてこれを実現するには一体どうするか、ここが一番むずかしい問題です。滝井さんのお話の通りでありまして、国民の負担能力の問題もございましょう。政府の財政力の限界もおのずからある。また自治体との関係におきましては、これを何とか完全にやるといいたすれば、制度的にも考えなければならぬ問題があるわけでありまして。幾多乗り越えていかなければならぬむずかしい問題があると思ふのであります。最近の新聞に今お話しになりましたような記事が出ておりまして、実は、私は前からあります。いわゆる十カ年計画というものについて、もっと具体的に計画を一つ考えてほしいということと検討を命じておったのでございます。その検討の途中においてそういう話が出たのではないかと思ふのであります。いざれにいたしましても、なるべく早く格差の解消という方向に努力しようという心持においてはあの通りでございます。具体的にはまだ決定しておる段階ではございません。これをやりますためには、幾多乗り越えなければならぬ難関があるということを私は感ずるのであります。しかしながら、国民健康保険を将来ほんとうに医療保障の中核として発展させますためには、どうしても財政的な基盤も確実にいたしまして、また豊富にいたしまして、向上をはかっていかなければならぬことは明らかでございます。その乗り越えていく道は一体どこにあるかということについて、具体的な検討をいたした

と思うのであります。国庫負担の増額も、先ほど申しましたように確かに一つの方法でございます。また、われわれの願うところは国民の所得の増大であります。この所得の増大を通じて、より多くの負担能力を養う、同時に、現状から見ますと、市町村の御厄介になっておる要素がたくさんある。そういう市町村の御厄介になるものをそのまま一つの形として認めて、これを制度化していくということも一つの考え方だろうと思ふのであります。それらにつきまして、もっと適確な検討を遂げまして答案を出したい、そうして皆さんの御審議をお願いしたい、こういう心持で財政問題の解決ということに——実は今年度と申しますが、これはこの財政問題の解決のためにしっかりと勉強もし、また皆さんの御批評も仰ぎたいと考えておる次第でございます。

一生懸命にやる、国民健康保険について七割給付をやるといふようなことを言い、池田内閣後の総選挙のときに、自由民主党の候補者の方は、そのことをさんざん方々でしやべられたわけでありまして。それに對する実行方法として世帯主に對する結核、精神七割給付ということとを去年やられたことが——ごくわずかでございしますが、やられたことは、私も承認をいたしております。その後、ことしはとまっております。数日前、滝井君が指摘された新聞紙上に出了た長期計画とかいふものは、拝見はいたしておられますけれども、具体的に毎年進まなければ公約を果たせぬ。公約だけではなしに、憲法第二十五条のほんとうの精神が果たせぬというところはわかって切っているのに、この前のときに述べて、ことしはそういう制度の内容の前進がとまっているというところは、これは厚生省が全く怠慢をきわめたか、あるいは自民党が公約を、最初の年だけは少しのことでもまかして果たしたような格好をして、それから後は、しりくらえ観音というのを考えておられるとしたか言えないわけでありまして。どうしてことしは給付の増大について具体的な提案をされなかつたのか、それについて厚生大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

五分の引き上げということで一応結論を得たわけでございます。引き続いてこの問題についてはわれわれの目標として努力するというのを先ほど来申し上げておるところでございます。いざれにいたしましても、負担の問題と非常に関係を持つのでありますから、心ではそう思ひましても、実現にはなかなか困難な点もあるわけでございます。その難関を逐次克服しながら進めて参りたいと思ひます。

〇八木(一)委員 私、省略して申し上げますが、省略した点は十分御承知の点ですから、そこはかみしめて聞いていただきたいと思ひます。

いろいろの横の雑音は別にしまして、この問題の解決は、この制度並びにすべての社会保障に對する国庫の支出を、どれだけ思い切つて腹をきめて出すかということにかかっているわけですから。その問題について、岩尾君がられますので、岩尾君にちよつと伺いたいけれども、ことしの予算要求のときに、各省の予算を、前年度の予算の五割を基準として予算要求を出してもいいかということで大蔵省がやりました。こういうことはとんでもないことであります。岩尾君は社会保障の担当官だからおわかりだと思ひますが、大蔵大臣がおられないことは残念だけれども、責任を持って大蔵大臣に国民が非常に憤慨していることをお伝え願つて、今後改めてもらなければならぬ。制度の中には、これからどんどん発展しなければならぬ制度、やや完成している制度、憲法に違反しておる全然やらない制度、そういう制度があるのに、一括して前年度の五〇%増し

〇滝井国務大臣 給付の引き上げという問題につきましても、われわれ決して等閑視いたしておるわけではございません。三十七年度予算において、できることなら実現をいたしたいという心持をもちましていろいろ検討いたしたわけでございますが、ついに結論に到達することができないで、本年度は

〇滝井国務大臣 だんだんのお話で明らかになっておる通りだと思うのでありまして、国民健康保険の内容を改善いたしまして、一般との格差を縮小し

の予算要求にとどめてもらいたいというふうなことであれば、財政当局の方が事務的には案がもしもせん。前年度の五〇%増しにする、それを値切つて交渉するということは案がもしもせん。しかし、国政を全くぐじやぐじやにするものであります。少し時間を省略して——非常に忙しい思いをしておられますが、その人たちの、やや時間を省略して、がたがたにならずにまじめなという気持はわからないではない。りませんけれども、皆さんは、国民のための政府の政策の中の具体的な部分を担当しておる。財政計画について、その下準備をする公務員としての責任を持つておられる。そこで、一般的なめどで五〇%をめどにするというふうなことをすれば、今までの政府の予算査定あるいはそのいろいろの経過からすれば、五〇%がもとになって三〇%とか二五%とか、そういうことでとどまるということは、常識的に結論になるのです。社会保障が今ぐんと伸びなければならぬ、格差を縮めるために、憲法二十五条の精神をほんとうに具体化するためにも、どんどん発展しなければならぬ。自衛隊みたいな憲法違反のものはなくさなければならぬ。ほかの前進的な制度であっても、大体固まってる制度については、社会保障ほどのスピードは要らないという段階であれば、社会保障については五〇%じゃなしに、三〇%ぐらいの予算にとどめてもらいたい。自衛隊は前年度より五〇%減くらい予算を出せ、そのくらのことでやっていいわけでありますが、そういうような権限は財政当局にはない、ないのに内閣を縛るような五〇%増しでやってもらいたいというふうなこと自体が、財政当局のね上がりであります。そこで、少なくとも社会保障について五〇%のような制限をつけた要望を出すというものは非常に不謹慎だ。社会保障について出てきた予算について、なをふるような考え方は不謹慎だ、かように国民は思っておる、国民の代表者は思っておる。それを銘記していただいて、大蔵大臣にも当局として伝えていただきたい。厚生大臣はもう高い地位にあられますから、内閣総理大臣や大蔵大臣にこのことを厳重に言っていたかなければならぬと思います。厚生大臣と、それから岩尾君の責任者がおられないで残念であります、簡単にけつこうでありますから、そのことの御答弁を願いたい。

○灘尾周朗大臣 本年度の予算要求に際しまして、前年度の五割程度の要求にとどめてほしいということは閣議で決定したことでございます。従って、事務官である主計官をおしかりになるのはいかであるか、責任はわれわれにあるわけでございますから、さように御了承を願いたいと思います。むしろ主計官は、厚生省のために相当親切にいろいろ配慮しておられることは、私もよく知っておるわけでございます。そういうことでございいますから、これはかかってわれわれ閣僚の責任であるということでございいます。今お話しのお気持ちにつきましては、私はよくわかるのであります。私自身もさような気持がなとは申しません。申しませんが、国の財政経済の運営の上から申しまして、おのずからそこに限界もあることでございいますので、予算編成を容易ならしめるために、そういうふうなことできまつたわけでございます。心がまえといたしましては、御鞭撻に従ひまして、私もせいぜい努力いたす次第でございますから、御了承いただきたいと思います。

○八木(一)委員 今おっしゃった閣議決定事項で、大蔵省が、いかに財政の当面の事務的な衝に当たっておつても、そういう権限があるべきはずがないと私も認識いたしておりますが、財政を握っておる大蔵省に実際上の権限を非常に強くして、大蔵大臣という形で、閣議という形でそういう意思を表示される。そのもとには、その下相談をされるためには、やはり主計局が實際的に介在しておることを私どもは体得しておるわけである。そういうことは許されないことである。そういうことが続けば、大蔵省の機構について抜本的にこれをたきこわして、再検討する方針をとらなければならぬというところを、大蔵省の主計局関係に、主計官を通じて、国民の相当多くの気持を伝えておきたいと思つて発言をしたわけである。閣僚としての、大蔵大臣としての、灘尾さんの——大蔵省でなく、閣議の責任であることはもう当然のことである。そこで私もおっしゃいましたけれども、そのようなことを閣議できめられることは非常に情けないことである。灘尾さんのような政治にたんのうな、与党に影響力のある断固たる人が、大蔵大臣と取つ組み合ひでもする覚悟で食ひ下がつて、また一つ池田君に辞表でもたたきつけないというふうな覚悟でやれば、そのような妙なワケは全然はめられないで済むと思う。そういうことについて御答弁を一つずつ求めたいのですが、また別の機会を求め

ることにして、徹底的な覚悟で進んでいただかなければならぬ、それについて厚生官僚が、今までのありきりの腰抜けのような態度でなしに、大臣を非常に大きな意味で補佐して、大臣が辞表を出されるときには、厚生官僚全体が、われわれも辞表をふところにして、社会保障の要求に最初から制限を加えるようなことがあつたならば、そのような内閣にはわれわれとしては協力できない、すべて辞表をふところにして戦うくらいの覚悟がなければ、こういう問題は前進しないと思ふ。そういうことについて、今後ほんとうに腹を据えてやっていただきたいと思ふ。

次に、国保については、給付率の問題を同僚議員からいろいろ言われました。給付率の問題は絶対に大事な問題であります。一般にここにおられる方は違ひ、生活もそう悪くない、だからびんとこない。国保の保険料を払つて、そしていざ病気になる、病気になるたときに、大きな手術であつて五万円ほどかかる。半分の二万五千円を出さなければ手術ができないというときになると、泣き泣きその手術をあきらめて、病気が重くなることをそのままほつておかなければならぬ人が出てくるわけである。給付率というものは絶対問題である。保険料を取られながら、そして半分の給付を受ける権利を持ちながら、それを放棄しなければならぬ人たちが、国保の被保険者の中にいるというのを考えれば、国の財政とか地方の財政がどうか、そんな回りくどい議論をするのではなしに、絶対に十割にすぐする、そのために国の財政を考え、地方の財政を考

え、国保制度を考へるという気にならなければその問題は進みません。そのような意味で根本的に取り扱わなければならないのに、いろいろの問題で、今度は給付率の増大についてはことしはできなかった、そういうことは国保の前進は期待できないわけである。少なくとも来年度においては、国保の被保険者について、われわれは即時十割にすべきであるけれども、財政について、まだそのようなわけのわからない連中がいるならば、灘尾さんがあるいは池田君が最大の努力をして、来年は被保険者全部について、文句を言わずに、保険料を上げずに、被保険者負担を上げずに、七割の給付の法律を——検討するのじゃない、出す。長期計画、五カ年計画というならば、その末端は十割給付である、そのくらの勢いでやらなければこの問題は解決しないと思ふ。今までの御答弁は、ほんとうにへつり腰で残念であります。大臣もりっぱな政治家であります。補佐する人も有能なる公務員であることはわかつておりますけれども、この社会保障が今前進をしなればならぬ、健康的な生活を国民に保障しなければならぬという任務から推すときに、ほんとうにへつり腰であります。それをほんとうに国民の要望に従つて前進するためには、来年にはすべての国民に対して七割給付を実施する、国保とバランスをとつて健康保険や日雇労働者健康保険についても、家族の給付も七割にしなればなりません。それに向かつて徹底的に邁進するといふ決意を今披露していただきたいと思ひます。

だと思ひます。目標としましては、八木さんお話しのとおりであります。

○八木(一)委員 現実の問題の処理については、私も考えた方法がありますから厚生大臣にいろいろ申し上げるに参りますので、十分御参考にして、その目標を完全実現する方法は幾らでも可能であります。厚生省としてもお考えでありまして、私も、私も意見を見申いたしますから、その方法を百パーセント取り入れられて、さっきの目的が完全実現するように努めていただきますと思ひます。

その次の問題は、国民健康保険の問題の中で、私も、私も、今の国民健康保険は世帯主の一部の病気の問題以外に五割だから、これは国民半分保険であると思ふ。皆保険ではないと思ふ。また、この上に非常に制限診療があるから、これはまた半分で、国民四分の一の保険だと思ふ。ところが、四分の一の保険よりもっと悪いところがある。診療所がそばになければ、掛金だけかけて見てもええないわけだ。これは国民ゼロ保険であります。今の状態は、国民半分保険、国民四分の一の保険、国民ゼロ保険、これを解決しなければ、皆保険なんというところは言えないわけでありまして。その意味で無医地区に診療所ができていない、できていても非常に遠い。そこへ行っても医者さんが一人しかなくて、内科のお医者さんがいて外科のお医者さんがいない、そういうことでは、保険料だけは払わされて何にも健康は保たれない。その無医地区の解消については、厚生省は、それを解消する具体的なほんとうの方法をとっておられない。これをいかにするか、それについての具体的な方法をお持ちでございましたら、端的にお教えをいただきたいと思ひます。

○難属国務大臣 二分の一の保険とかゼロ保険とか言われるとまことに頭が痛いのでありまして、現実には、御存じの通り各種の保険の間にかなりのアンバランスがあるわけでありまして。そういう点を逐次解消して参りたいというところを先ほど申し上げておりました。その最後の問題でございます。自然的条件その他、いろいろな条件があるために、思うにまかせない点がございまして、いかにいかに皆保険という

以上、それらの地方の人の医療に恵まれない状態を、何とかして解決したいという問題でございますから、この問題は実はきわめて古くして、しかも新しい、なかなか解決の困難な問題でございます。診療所を開設するというの、確かに一つの方法であります。せっかく開設しても、なかなか医者が得られないという点があるわけでありまして。うまくいっているのかと思ふと、いつの間にか、だめになってしまふという例もございまして。この方法だけにたよるわけにもいかないと思ひます。またそこに勤めるお医者さんにいたしまして、非常に古い——新しい医学という点から申しますと、見劣りするようない人だけしか来ないというふうなことも、現実としてはあるようであります。これでも困る。どういふふうにしてそういう地区に對しまして新しい医学なり新しい医療なり、そういうものを与えることができるかというところが、一番の問題であらうと思ひます。大きな、たとえ

ば国立病院でございますとか、県立病院でございますとか、あるいは赤十字病院というような相当充実した、相当な医療従事者を持つておる病院との連携において何とか解消したいというの、私は一つの方法だと思ひまして、これを推進したいと思ひます。そのほかまた、若干はやつておりますけれども、巡回診療というふうな方法ももう少し進めていくとか、あるいは進んでヘルプターみたいなものでも用意するとか、いろいろな方法を講じて、できるだけのことはいいたしたいという心持で努力したいと思ひます。

○八木(一)委員 非常に一生懸命心配していられるのはわかりますけれども、これもほんとうに決心をしてしないと、保険料は取つておく、盲腸になつたら手おくれになつて死ぬというのでは大へんなことになるので、実際にやるときに、お医者さんにして見たら、そんなところへ行けば開業医はなかなかもうからない、経営ができない、それだけでなくて自分の勉強もできない、子弟の教育もできない、文化的生活もできないということから、普通の状態ではなかなか行けません。ですから、開業医制度についてそれを懸念するとしたら、よほど財政的な点でしっかりとしたものを見なければならなりません。またこれは考えていかなければならませんが、公的の病院についても法律的にも規制の方法はいろいろ考えられなければならないと思ひます。たとえば一つの方法として、国立病院で、相当新知識の診療もし、新しい学問もつけたそういう人たちが、どういう制度か知りませんが、医局

員の中で相当上になつて、一つの主任さんになる前ぐらいのときに、できれば十分な報奨をして、義務的に二年か三年かそういうところへ行く。そのかわり、帰つてきた人はそこで主任さんになるというふうなところ。ところが、今国立病院に医者の来手が少ない。そうならば、国立病院自体に來るような待遇、いろいろ給与法の関係が何かあるかは知りませんが、やはり大事なことです。それから、そういうことについても問題が解決するような方法を講じて。しかし、国立病院のお医者さんがそういうところに行くのに、単数でなく複数で、内科のお医者さんと外科のお医者さんとが二人ぐらゐり行かなければ、お医者さん自身が盲腸になつたときに、自分で鏡を見て手術をしなければならぬというところになつては大へんな看護婦もつく。そういうようなことを考えれば、よほどの決心がなければできない。ほんとうの決心を固めてこれをやっていただきたい。これについては厚生省の方、また財政的には大蔵省の方、自治省の方、いろいろの方を考へて知恵を出し合つていただいて、それを實際に前進していただきたいと思ひます。それについて厚生大臣の強い決意を、一言でけっこうですから、お聞きしたい。

○難属国務大臣 先ほどお答え申し上げた通りであります。何とかしなければならぬ問題だというふうな考えをお持ちで、私としましては、誠意を持ってこの問題と取り組みたいと思つております。

○八木(一)委員 三つあるけれども、もう一つに省略します。

国民健康保険法の七十七条に、保険料の減免に関するあいまいな規定がございまして。条例または規約によつて云々と書いてあつて、實際は、災害のとき特別立法でわれわれがよく与党の方と御相談してやりますが、災害のときとか失業多発地帯とか適用されてない。ところが、国民年金には御承知の通り免除制度がある。国保の方が進んだ部分もありますけれども、また国民年金の方が進んだ部分もあるわけだ。国民健康保険は、生活保護を受けておる人だけはやる。そのかわり医療の方で厄介な面があつて、手続が厄介ではないのか、医療手続が厄介だとか、妙な制限をしていないで、すぐ見てもらつて健康を回復しないけれども、この問題は、今時間がないからあとで生活保護のときにやるとして、その次のボーダー・ラインの階層の人たちは、ほんとうに払えなくても均等割ということで實際に上むり取られておる、応能割はとにかくとして、これは国民年金に免除制度があるから、その進歩した制度を国民健康保険にも適用する必要がある。また、国民健康保険が前進しておる、たとえば応能割のような保険料制度は、国民年金の方に適用しなければいけない。そういうことを實際にやっておるのですから、この国保の方でよくしておるところ、免除制度がはつきりしていない、こういう点は、規約とか条例ではさっきの格差の問題がございまして、そういうことはなかなかできないから、国の法律の方でこういうことをしなればならない。それについての補てんは、もちろん国がなさることですが、

そういう減免の道を開くということ、はつきりとした条文に書いていた、だく必要があると思う。それについて、厚生大臣の御所見を伺いたい。

○高田政府委員 問題につきましても、いろいろの制度との関連もあろうかと思いますが、御質問の御趣旨を尊重いたしまして、十分一検討させていただきますかと思ひます。

○八木(一)委員 もう少し質問がありますが、同僚委員の実に大事な質問がございまして、これでとめまして、法律の審議が終わっても、個々の問題について、また後日御質問を申し上げるといふことで終わります。

○中野委員 小林進君。

○小林(進)委員 大臣の約束の時間が四十五分だそうでございます。私四十五分にはやめます、一人ぐらゐ約束を守る者がいないと委員会が進まぬと思ひますから、御答弁の方も簡単にお願いいたします。

国民健康保険法施行法の第十四条の第一項を三十七年度中において廃止するような法律の改正案を出しになる熱意があるかどうか、お聞かせ願ひたい。私はせむとも三十七年度中に、この一項を廃止していただきたいと思ひます。施行法第十四条の第一項を三十七年度中に廃止をしていただきたい、これを一つお願いいたします。

○高田政府委員 先ほど来申し上げておりますように、給付制限をしておりまゝと、給付制限を指導をしておりますところについて、指導をしないように指導したいと思ひます。法律案の改正をやるかやめぬかという問題につきましては、今のところまだそこまで言明を申し上げる段階ではないと思ひます。

いと思ひます。

○小林(進)委員 これを廃止をしていただかなければ、第一この法律案に私どもが賛成する反対するか、態度をきめかねます。これはきめかねますよ、重大問題であります。この給付の制限の問題は、どうしても廃止をしていただかなければならぬ。これは「五分」といふように全く暫定規定なんです、三十二年からずっときています。こんなことじゃいけませんよ。これはどうしても廃止をしていただかなければいけません。廃止をしていただかなければ、何らかの形で抵抗しますよ。(脅迫だ)と呼ぶ者あり) 時間がないから脅迫でいくよりしょうがない。これは重大問題だ。

第二番目の問題は、国民健康保険税の推移です。一般の所得税は毎年々々みんな下がってくる。それに基づいて地方税も下がってきます。国民健康保険税は、そういう一般の税金に対して下がっておりますか上がっておりますか、これは一言でいいです。上がっているか下がっているか。

○高田政府委員 三十六年度までは上がっております。三十七年度においては多少下がると思ひます。

○小林(進)委員 三十七年度なんて、これから先の話というのは信用できませんよ。三十年から三十六年まで上がったことは事実です。三十七年度に比較すれば、おそらく八〇%前後は上がっているんじゃないですか。こういうことでは大蔵省も自治省も何をしているのかと、私どもは義憤にたえない。

そこで私は国民健康保険税だけに限ってお伺いをするのですが、一般被用者保険の保険料に比較をいたしまして、国民健康保険の保険税は高いとお考えになるか安いかとお考えになるか、この比較の問題。いま一つは、市町村民税に比較をいたしましてこの国民健康保険税が高いか安いか、これは大蔵省もいらつしやるし、自治省もいらつしやるが、みんな一言でいいです。あなた方が長い答弁を私の時間がなくなるから、一言でいいから、高いか安いか答えてもらいたい。

○高田政府委員 被用者保険における保険料との関係は、これは一言で高いか安いかと言うことは、ちよつとなかなか言いかねる問題だと思ひます。ただ金額的に申し上げれば、収入との比較においては国民健康保険の方が金額的には低くなっておりますけれども、これは給付の内容が違いますからそういうことになるのは当然で、その辺のところを厳密に比較しなければ、両者が高いか低いかにいふことは言えないと思ひます。

○岩尾説明員 一応仮定の数字を計算いたしませんと数字が出て参らないと思ひますが、三十五年の数字で結局高いか低いかということ、実際の所得を幾らに見るかということにあるわけでありまゝ。そこで国保の場合には、先ほど御説明のありました東北等について、昨年調べました県の実際の所得というものを検討いたしますと、大体一人当たり十八万程度になるわけでありまゝ。そこでその場合に、大体国保全体で取られております保険料というものを考え、それに一般の世帯員数を考えて、それで所得に対してどの程度の保険料が入つておるかという計算をいたしますと、一応二・一八%という数字になります。それから健康保険に

つきましては、同じように三十五年、見込みにいたしまして、この場合の報酬月額というものをどれくらいに見るかという問題があるのであります。一応平均として月一万五千元というものを置いておきます。そうしますと、平均の保険料が当時四百七十九円でございますので、大体所得に対して三・一五%という数字になります。従つて、保険料だけ見れば国保の方が低いといふことになりまゝ、一方において一部負担金の問題がございまして、健康保険につきましても、家族は半額を納めるわけでありまゝ。国保については、全部半額ということになりまゝ、患者負担まで入れて、大体私の方の計算では、国保が六・四%、健康保険が四・二%という数字になります。そういう点を考慮に入れて、三十七年度の国庫負担を五%ふやしたわけでありまゝ。

○小林(進)委員 あなた方に聞いているとごまかしの答ばかりするから私が言うのだが、国民健康保険の被保険者の所得と他の健康保険の被保険者の所得との比較は一体出ておりますか。

御承知のように、政府管掌の健康によれば、いわゆる所得は平均して年間十七万三千五百五十八円、組合管掌でいへば、年間一人平均が二十万一千八百四十四円、船員保険で二十万三千二百四十四円、国家公務員共済で、これは本俸だけで年間二十四万二千四百三十一円に對して、国保の平均所得は七万五千円に過ぎないですか。こういう所得に對して、一体健康保険はどうなつておるのですか。いわゆる市民税の均等割だけでは納めておる——今度は国保税と住民

税の比較をしてみると、これは自治省の出した統計だが、市民税一人当たりの負担額は、東京では六百二十三円、横浜では五百四十六円、いいですか、これは市民税均等割ですよ。京都で五百三十六円、大阪で五百七十四円、神戸で五百十六円だ。これに對して、同じく均等割しか納め得ないような被保険者が、東京都でいえば都民税を六百二十三元しか納めない被保険者が、一体健康保険を幾ら払つていますか。一千二百円も納めておる。横浜においては、五百四十六円しか市民税を納め得ない人が、健康保険では一千二百九十三円納めておる。みんな二倍ないし二・五倍以上の健康保険を払つておるじゃありませんか。だから、所得割も納め得ないような人たちが、その低所得者の人たちが、今一番負担が重いのは健康保険税です。これが一体税の建前から正しいかどうかといふことです。それで大蔵省にお聞きしますが、所得税にも地方税にも免税点というのがありますでしよう。健康保険税の免税点と地方税並びに所得税の免税点とは違ひますか。これは同一にできないのですか。

○岩尾説明員 ただいまお話ししたきました七万幾らの所得というのは、ちよつと私の方では見当のつかない数字でございます。実際上東北四県で調べた数字では十七万という数字が現に出ております。東京都全体の被保険者の平均所得をお調べいただきましても、決して七万円といふことではないのであります。

それからあとでお話ししたきました市民税と健康保険との割合の問題、これはまた各市町村によつて違ひまして、実際上は地方税課税の方法により

第三の問題は、何といひましても低額所得階層を相手にする保険でありま

それとも一つ申し上げておかなければなりませんが、この保険関係に従事する職員の出遇の問題が、地方公務員と同じ制度のもとに置かれてお

かといふことの現われだと思ふのであります。もちろん厚生省の所管ではなく、自治省の所管に属する法律

推進する上に大きな障害を来たしておるといふことは間違いないのであります。こういう点についても改正を急が

す。私は、こういう意味で政府の態度

というものは、口では社会保障制度であるいは国民皆保険を約束しながら、実

第一に、国の負担の問題でござい

それが、今年度は五分引き上げというこ

と、これにききましては、もちろん他

それが、先ほどもお話しがありました

また、先ほどもお話しがありました

それから、低所得者階層に対する対

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 次、本案を討論に付

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

○中野委員長 御異議なしと認め、そ

午後二時九分散会



〔参照〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年三月二十七日印刷

昭和三十七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局